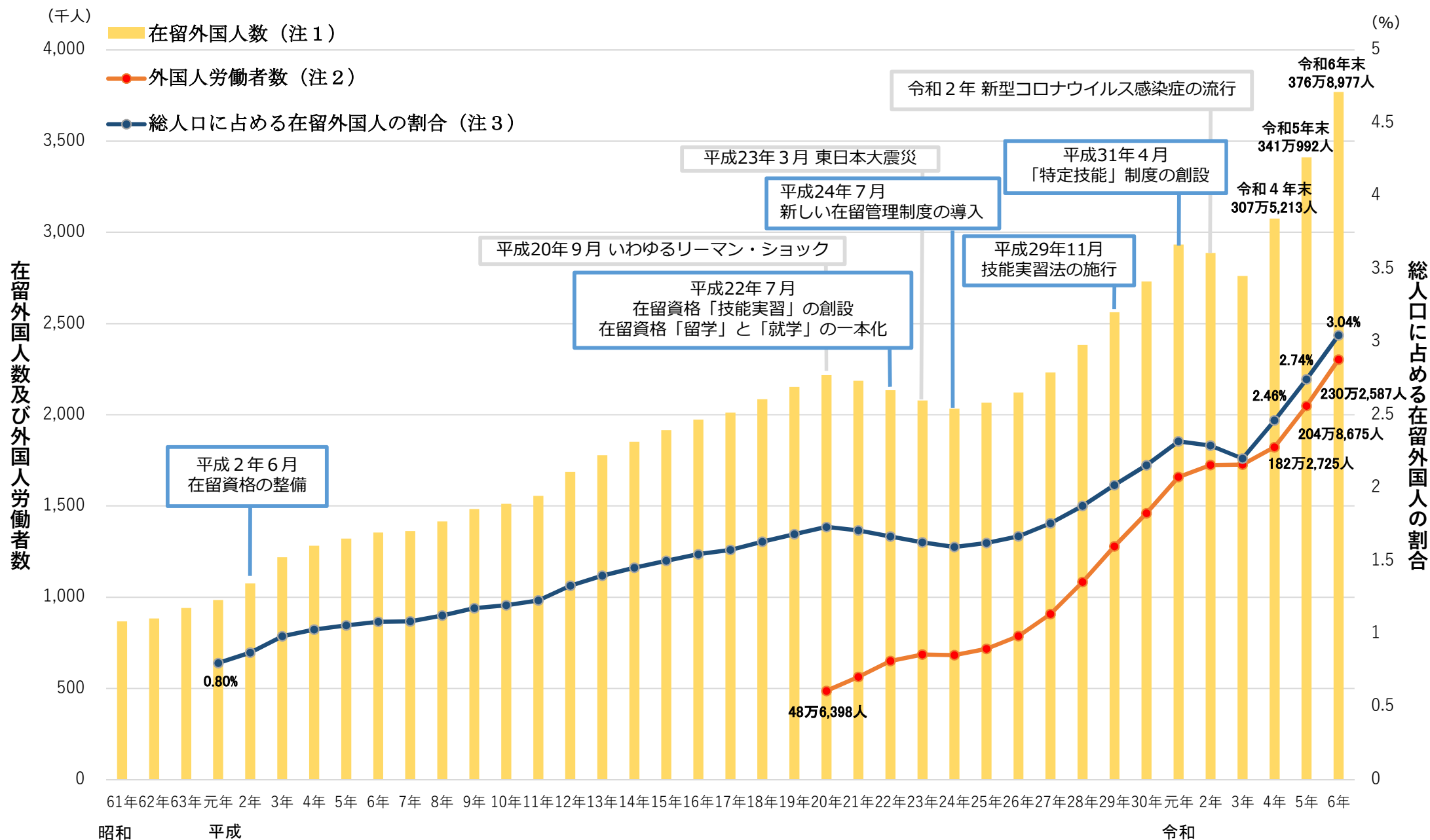


外国人材（特定技能外国人）の受入れ制度について
令和7年8月22日（金）
福岡出入国在留管理局

- 1 在留外国人数・在留資格
- 2 外国人建設技能者の現状
- 3 制度の概要・対象分野・業務区分
- 4 技能実習との制度比較
- 5 就労開始までの流れ
- 6 建設分野における制度概要・キャリアパス
- 7 建設分野における業務区分・従事できる工事業
- 8 建設分野の技能実習からの移行対象職種
- 9 支援・地域の共生施策
- 1 0 届出・協議会・二国間取決め
- 1 1 育成就労制度の概要
- 1 2 運用状況
- 1 3 共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用

※ 説明に使用する資料は、国土交通省及び
び出入国在留管理庁のホームページに掲載
されている。詳しくは、出入国在留管理庁のホームページ
をご覧ください。

在留外国人数及び外国人労働者数の推移



（注1）平成23（2011）年までは法務省入国管理局（当時）「（旧）登録外国人統計」（12月末現在）に、平成24（2012）年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」（12月末現在）に基づく。

（注2）厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」（各年10月末現在の統計）に基づく（外国人雇用状況の届出制度は、平成19（2007）年10月1日から開始されているため、平成20（2008）年以降の推移を示している。）。

（注3）総人口は、総務省「人口推計」（各年10月1日現在の統計）に基づく。

在留資格一覽表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注１）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注１）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業（令和６年３月２９日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系３世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

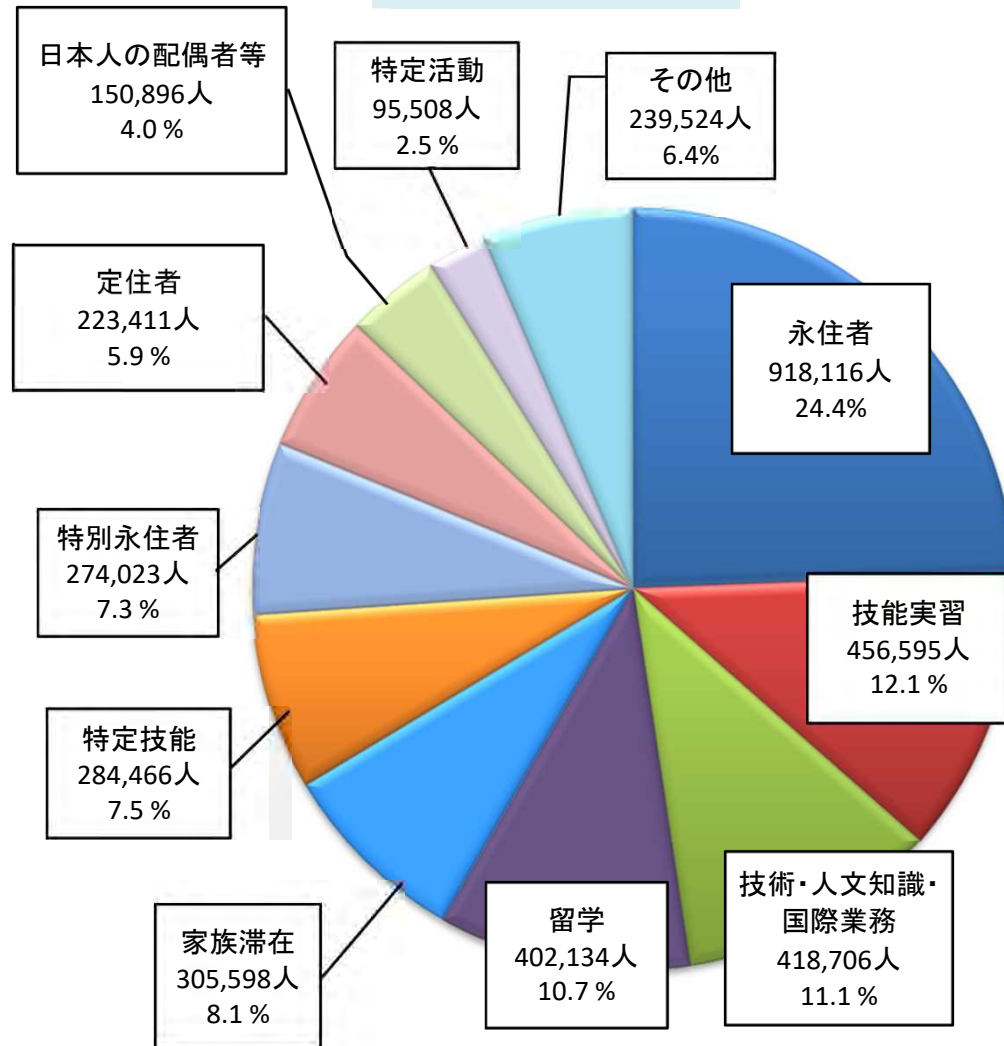
就労が認められない在留資格（注２）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

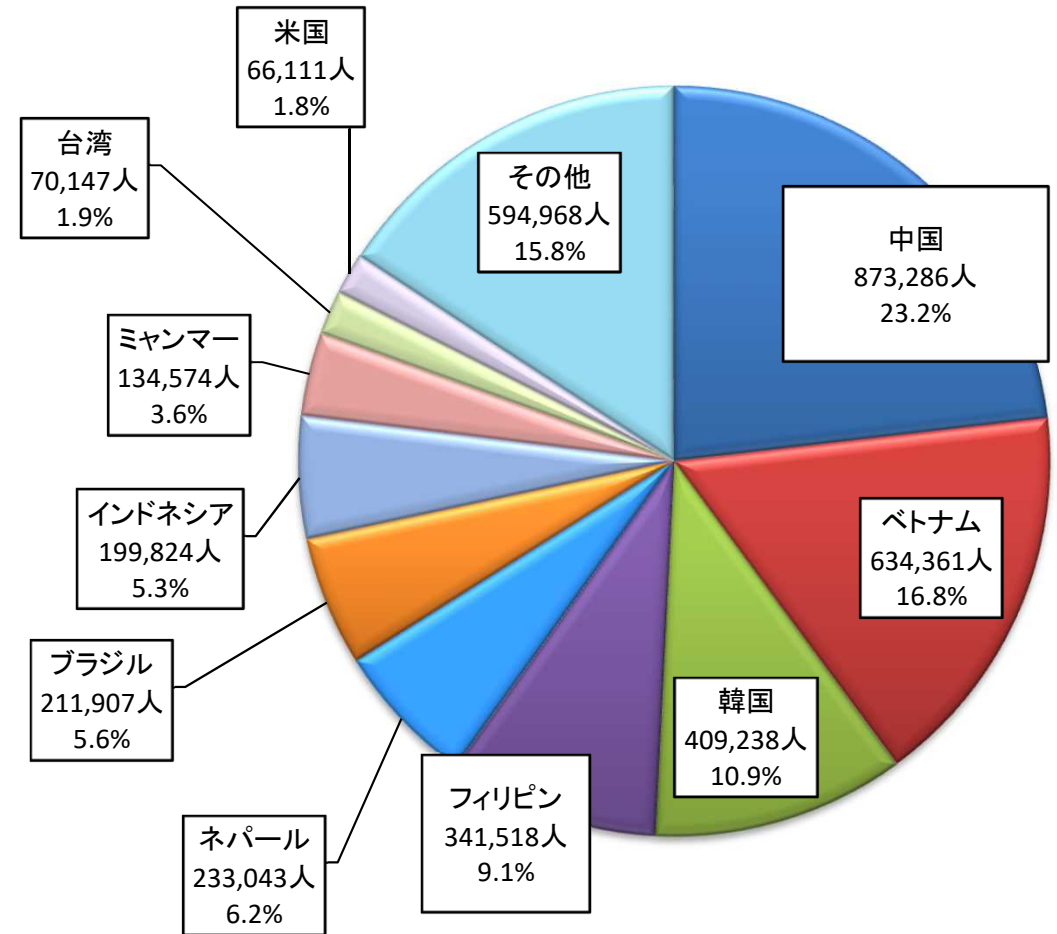
（注２）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

在留外国人数（総数） 376万8,977人

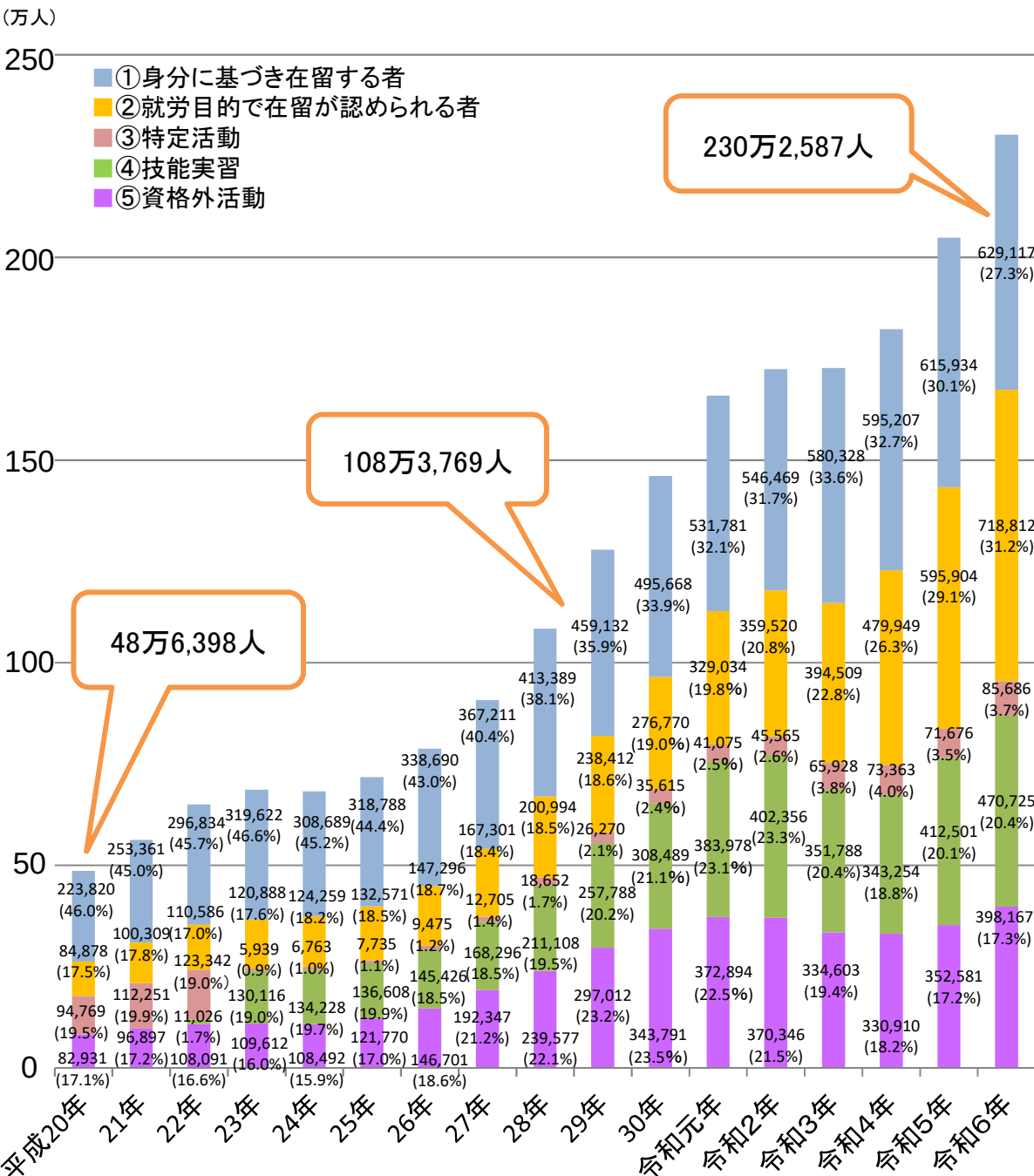
在留資格別



国籍・地域別



外国人労働者数の内訳



①身分に基づき在留する者 約62.9万人(27.3%)
 (「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)
 これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者 約71.9万人(31.2%)
 (いわゆる「専門的・技術的分野」)
 (「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能」等)
 一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

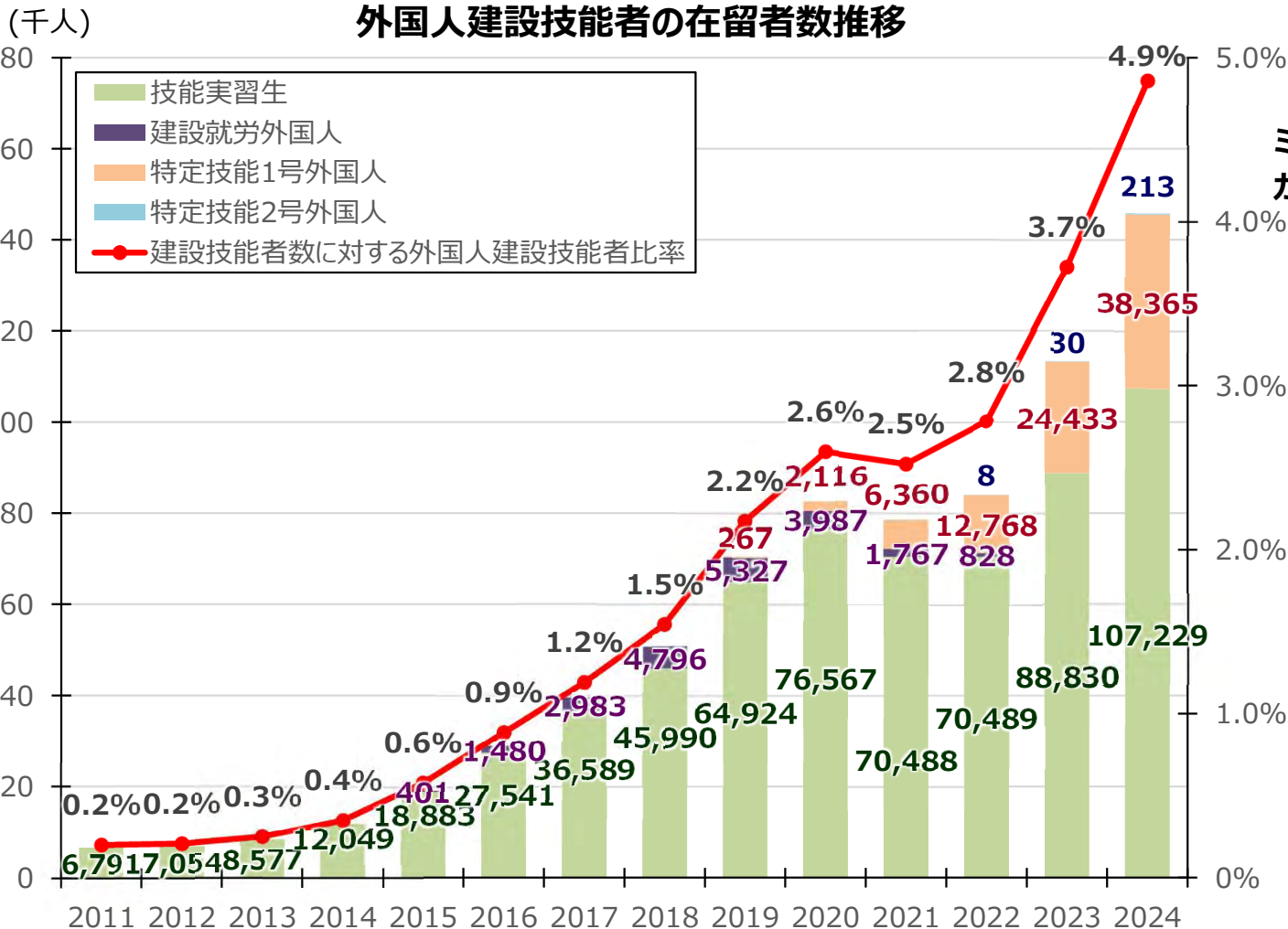
③特定活動 約8.6万人(3.7%)
 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)
 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習 約47.1万人(20.4%)
 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

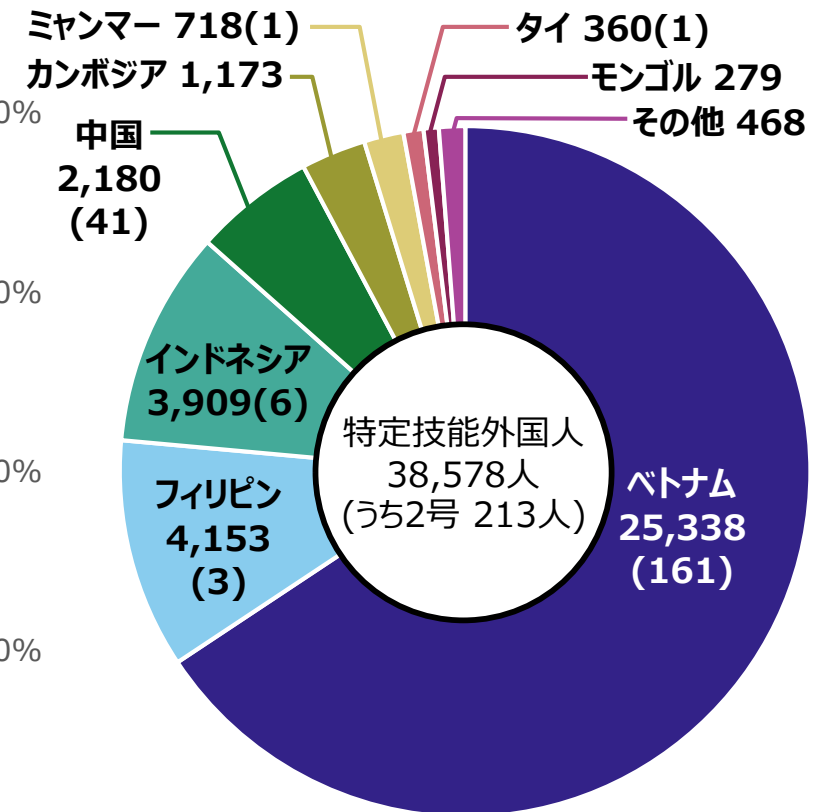
⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約39.8万人(17.3%)
 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

外国人建設技能者の現状

- 建設分野で活躍する外国人技能者の在留者数は約14.6万人で、全建設技能者数の約4.9%
- 在留資格別では技能実習が最多(2024年：約11万人) (ただし、技能実習制度は人材育成により国際貢献を行うことを目的とした制度)
- 特定技能2号外国人は現在213人が在留 (2024年12月末時点)



国籍・地域別特定技能在留外国人数
(2024年12月末時点)



※ 出所 以下公表値を基に国土交通省で作成 (外国人建設技能者数は特定技能外国人、技能実習生、建設就労外国人を合計した人数)

- ・全建設技能者数 : 総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成
- ・特定技能外国人数 : 入管庁の公表資料「特定技能在留外国人数」(在留者数推移グラフにおける数値は各年度末時点又は各年12月末時点)
- ・技能実習生数 : 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (各年10月末時点)
- ・外国人建設就労者数 : 国土交通省による集計 (各年度末時点、2015年度から2022年度まで)

専門的・技術的 分野の外国人



積極的に受入れ

- 我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進
(第9次雇用対策基本計画(平成11年8月13日閣議決定))
- 我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れていく必要があり、引き続き、在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により、円滑な受入れを図っていく。(出入国在留管理基本計画(平成31年4月法務省))

上記以外の 分野の外国人



様々な検討を要する

- 我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応
(第9次雇用対策基本計画(平成11年8月13日閣議決定))
- 専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人の受入れについては、ニーズの把握や受入れが与える経済的効果の検証、教育、社会保障等の社会的コスト、労働条件など雇用全体に及ぼす影響、日本人労働者の確保のための努力の状況、受入れによる産業構造への影響、受け入れる場合の適切な仕組み、受入れに伴う環境整備、治安など、幅広い観点からの検討が必須であり、この検討は国民的コンセンサスを踏まえつつ行われなければならない。
(出入国在留管理基本計画(平成31年4月法務省))

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
 - **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：293,008人（令和7年2月末現在、速報値）
 - **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：1,351人（令和7年2月末現在、速報値）
- 特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、**工業製品製造業**、**建設**、**造船・船用工業**、**自動車整備**、**航空**、**宿泊**、自動車運送業、鉄道、（16分野）**農業**、**漁業**、**飲食料品製造業**、**外食業**、林業、木材産業
（赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。）

特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】

特定技能以外の在留資格

「技術・人文知識・国際業務」
「技能」
「高度専門職（1号・2号）」
「介護」
「教授」
等

特定技能の在留資格

「特定技能2号」



「特定技能1号」

専門的・技術的分野

非専門的・非技術的分野

「技能実習」

特定技能1号の対象分野及び業務区分一覧

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	雇用形態
		受入れ見込数 (5年間の上限)	技能試験	日本語試験	従事する業務	
厚労省	介護	135,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)令和7年4月21日、介護分野の上乗せ基準告示の改正により、訪問系サービスへの従事が可能に 〔1業務区分〕	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験		・建築物内部の清掃 〔1業務区分〕	直接
経産省	工業製品製造業	173,300人	製造分野特定技能1号評価試験		・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・繊維製品製造 ・縫製 〔10業務区分〕	直接
国 交 省	建設	80,000人	建設分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 〔3業務区分〕	直接
	造船・船用工業	36,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等		・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器 〔3業務区分〕	直接
	自動車整備	10,000人	自動車整備分野特定技能1号評価試験等		・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務 〔1業務区分〕	直接
	航空	4,400人	航空分野特定技能1号評価試験		・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) 〔2業務区分〕	直接
	宿泊	23,000人	宿泊分野特定技能1号評価試験		・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1業務区分〕	直接
	自動車運送業	24,500人	自動車運送業分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) ※「従事する業務」のうち、青字については日本語能力試験(N3以上)	・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者 〔3業務区分〕	直接
	鉄道	3,800人	鉄道分野特定技能1号評価試験等		・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員(駅係員、車掌、運転士) 〔5業務区分〕	直接
農 水 省	農業	78,000人	1号農業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) 〔2業務区分〕	直接 派遣
	漁業	17,000人	1号漁業技能測定試験		・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) 〔2業務区分〕	直接 派遣
	飲食料品製造業	139,000人	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験		・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保) 〔1業務区分〕	直接
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験		・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) 〔1業務区分〕	直接
	林業	1,000人	林業技能測定試験		・林業(育林、素材生産等) 〔1業務区分〕	直接
	木材産業	5,000人	木材産業特定技能1号測定試験		・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等 〔1業務区分〕	直接

技能実習と特定技能の制度比較

	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号) (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

制度概要 就労開始までの流れ

海外から来日する外国人

技能実習2号を
良好に修了した
外国人

新規入国予定
の外国人

試験(技能・日本語)
は免除

国外試験
(技能・日本語)に合格

<技能試験>
・特定産業分野の業務区分に対応する試験
<日本語試験>
・国際交流基金日本語基礎テスト
(国際交流基金)
又は
・日本語能力試験(N4以上)
(国際交流基金・日本国際教育
支援協会)
など



日本国内に在留している外国人 (中長期在留者)

技能実習2号を
良好に修了した
外国人

留学生など

試験(技能・日本語)
は免除

試験(技能・日本語)
に合格

求人募集に直接申し込む／民間の職業紹介事業者による求職のあっせん

求人募集に直接申し込む／ハローワーク・民間の職業紹介事業者による求職のあっせん

〔受入れ機関と雇用契約の締結〕
受入れ機関等が実施する事前ガイダンス等
健康診断の受診

在留資格認定証明書交付申請

※受入れ機関の職員等による代理申請

審査

在留資格認定証明書交付

受入れ機関に在留資格認定証明書を送付

地方出入国在留管理局



在留資格変更許可申請

※本人申請が原則

審査

在留資格変更許可

在留カードの交付

査証申請

※受入れ機関等から送付された在留資格認定証明書を、在外公館へ提出

在外公館

審査

査証発給

入国

在留カードの交付
※後日交付の場合あり

〔入国後(又は在留資格の変更後)、遅滞なく実施すること〕
○受入れ機関等が実施する生活オリエンテーションの受講
○住居地の市区町村等で住民登録
○給与口座の開設
○住宅の確保
など

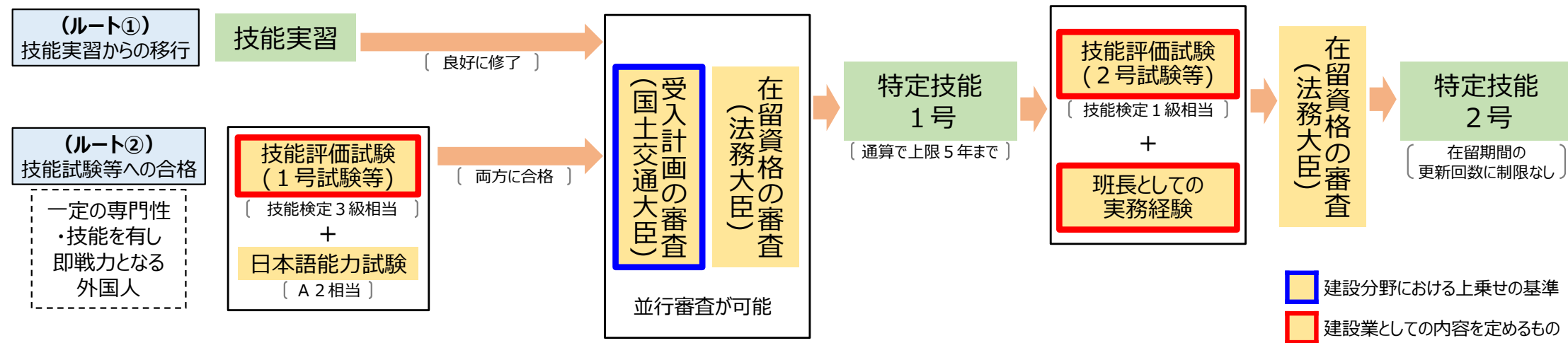
〔外国人本人の要件〕
○18歳以上であること
○技能試験及び日本語試験に合格していること(技能実習2号を良好に修了した外国人は免除)
○特定技能1号で通算5年以上在留していないこと
○保証金を徴収されていないこと又は違約金を定める契約を締結していないこと
○自らが負担する費用がある場合、内容を十分に理解していること
など

受入れ機関での就労開始

建設分野における特定技能制度の概要

- 建設分野における特定技能制度では、業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえた上乗せの基準として、国土交通大臣が定める告示(※1)において、受入企業の基準を設定しており、1号特定技能外国人の雇用にあたっては、国土交通大臣による建設特定技能受入計画の認定を受けることを求めています。

- 建設分野における「特定技能」の在留資格の取得及び就労の開始に必要な手続き



- 建設分野における受入企業の基準及び受入計画の認定要件【告示第2条、第3条】

- ① 建設業法第3条第1項の許可を受けていること
- ② 受入企業及び1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステム(CCUS)に登録していること
- ③ 特定技能外国人受入事業実施法人(※2)又は当該法人を構成する建設業者団体に所属し、その行動規範を遵守すること
- ④ 1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬を安定的に支払い、技能の習熟に応じて昇給を行うこと
- ⑤ 賃金等の雇用契約に係る重要事項について、所定の様式による書面で、外国人が十分に理解することができる言語で事前に説明していること
- ⑥ 1号特定技能外国人に対し、受入れ後、国土交通大臣が指定する講習又は研修を受講させること
- ⑦ 国又は適正就労監視機関(※3)による巡回訪問等による受入計画の実施状況の確認、情報収集、指導・助言に対し、必要な協力を行うこと 等

※1：出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件(平成31年国土交通省告示第357号)

※2：一般社団法人 建設技能人材機構 (JAC) が特定技能外国人受入事業実施法人として登録されています。

※3：一般財団法人 国際建設技能振興機構 (FITS) が適正就労監視機関として認められています。

特定技能制度における外国人材のキャリアパス(イメージ)

- **特定技能 1 号**：在留期間は通算で**上限 5 年**まで、家族の帯同は認められていない
在留資格を得るためには、「試験合格ルート」と「技能実習等からの切替ルート」の 2 通りの方法がある。
- **特定技能 2 号**：在留期間の更新回数に**制限なし**、家族の帯同は要件を満たせば可能(配偶者、子)
在留資格を得るためには、所定の試験への合格及び班長として一定の実務経験等が必要。

【特定技能 2 号】

在留期間の更新回数に制限なし、
家族の帯同は要件を満たせば可能(配偶者、子)

班長として一定の実務経験 + 「建設分野特定技能 2 号評価試験」又は所定の「技能検定 1 級」等に合格

【特定技能 1 号】

在留期間は通算で上限 5 年まで、
家族の帯同は認められていない

試験合格ルート

「技能評価試験」と「日本語能力試験」の両方に合格

① 技能評価試験

「技能検定 3 級」又は「建設分野特定技能 1 号評価試験」

② 日本語能力試験

「国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)」
又は「日本語能力試験(JLPT) N4以上」

※ 試験は国外、国内において実施。

技能実習 2 号を修了していない者

技能実習等からの切替ルート

技能実習 2 号を良好に修了

- ※ 技能実習 2 号を良好に修了した者は、特定技能 1 号の技能水準・日本語能力水準を有するものと評価し、試験を免除する。
- ※ 技能実習 3 号を修了した者は、技能実習 2 号を良好に修了した者と同じ取扱い。
- ※ 技能実習 2 号を良好に修了する見込みの者及び技能実習 3 号を修了する見込みの者は、在留期間満了日の半年前から建設特定技能受入計画の認定申請を行うことが可能。
- ※ 特定活動(外国人建設就労者受入事業、2015年度から2022年度までの時限措置)で在留していた者は、技能実習 2 号を良好に修了した者と同じ取扱い。

技能実習 2 号を修了した者(試験が免除される者)

建設分野における業務区分について

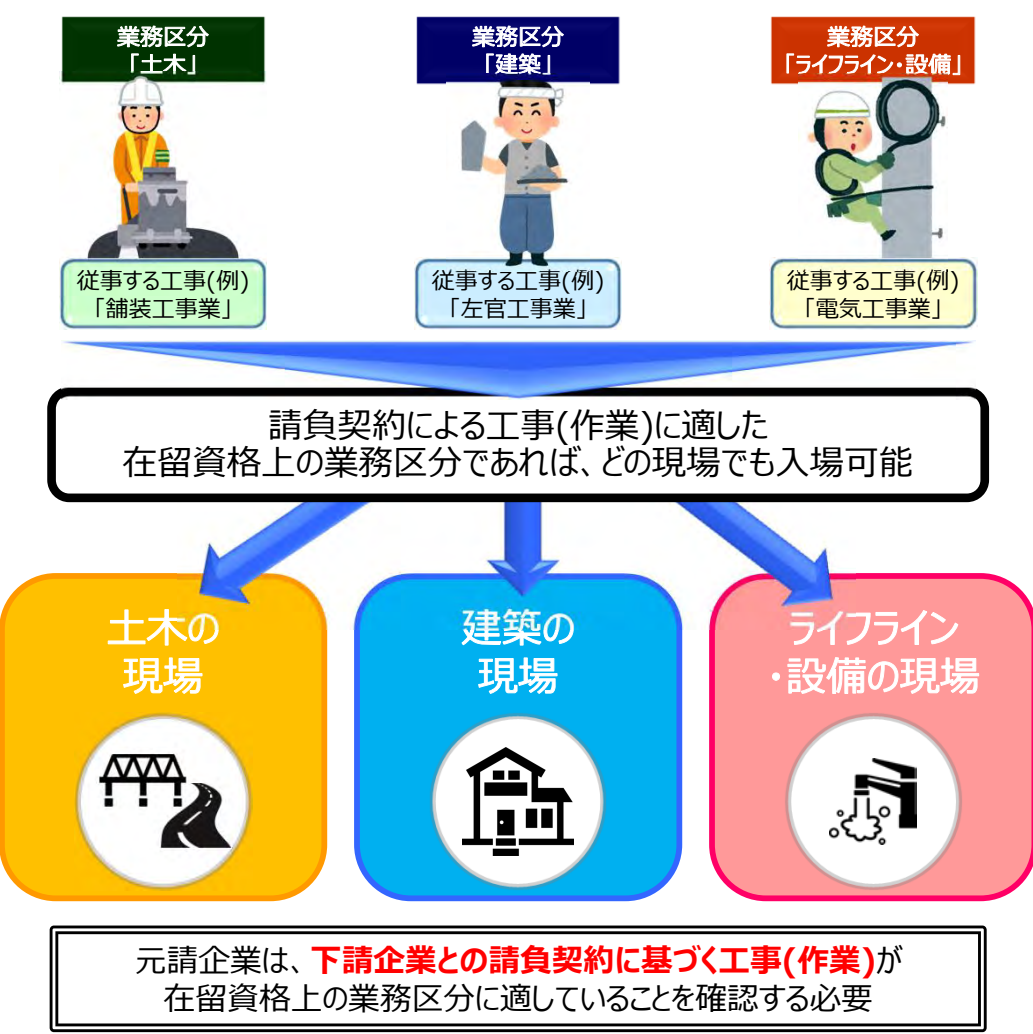
- 建設分野で特定技能外国人が従事する業務は、「**土木**」・「**建築**」・「**ライフライン・設備**」の3つの区分に分類。
- 建設業に係る全ての作業を3つの業務区分に整理・統合。（令和4年8月30日閣議決定）
- 各業務区分ごとに要する**技能の水準**と**従事する業務**の内容が規定されており、特定技能外国人はそれぞれの業務区分に対応した業務に従事。

業務区分	特定技能 1 号	特定技能 2 号	補足
土木 	従事する業務 指導者の指示・監督を受けながら、 <u>土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等</u> に従事 （作業の例）コンクリート圧送、とび、建設機械施工、塗装 等	従事する業務 複数の建設技能者を指導しながら、 <u>土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等</u> に従事し、工程を管理	「土木施設」とは、一般に、土地に定着する工作物のうち建築物以外のものを広く含む概念であると解されており、道路、公園、河川堤防、港湾施設、空港滑走路等がその代表的なものです。
建築 	従事する業務 指導者の指示・監督を受けながら、 <u>建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等</u> に従事 （作業の例）建築大工、鉄筋施工、とび、屋根ふき、左官、内装仕上げ、塗装、防水施工 等	従事する業務 複数の建設技能者を指導しながら、 <u>建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等</u> に従事し、工程を管理	「建築物」は、一般に、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいいます。
ライフライン・設備 	従事する業務 指導者の指示・監督を受けながら、 <u>電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業等</u> に従事 （作業の例）配管、保温保冷、電気工事、電気通信工事 等	従事する業務 複数の建設技能者を指導しながら、 <u>電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理の作業等</u> に従事し、工程を管理	本業務で行う作業は、電気通信、ガス、水道、電気等をネットワークとして整備、変更又は修理等行う作業と、それらを住宅等のいわゆる付帯設備として設置・接続等行う作業の、異なる2種類の作業で大きく構成されますが、どちらの作業も行いうこともできます。

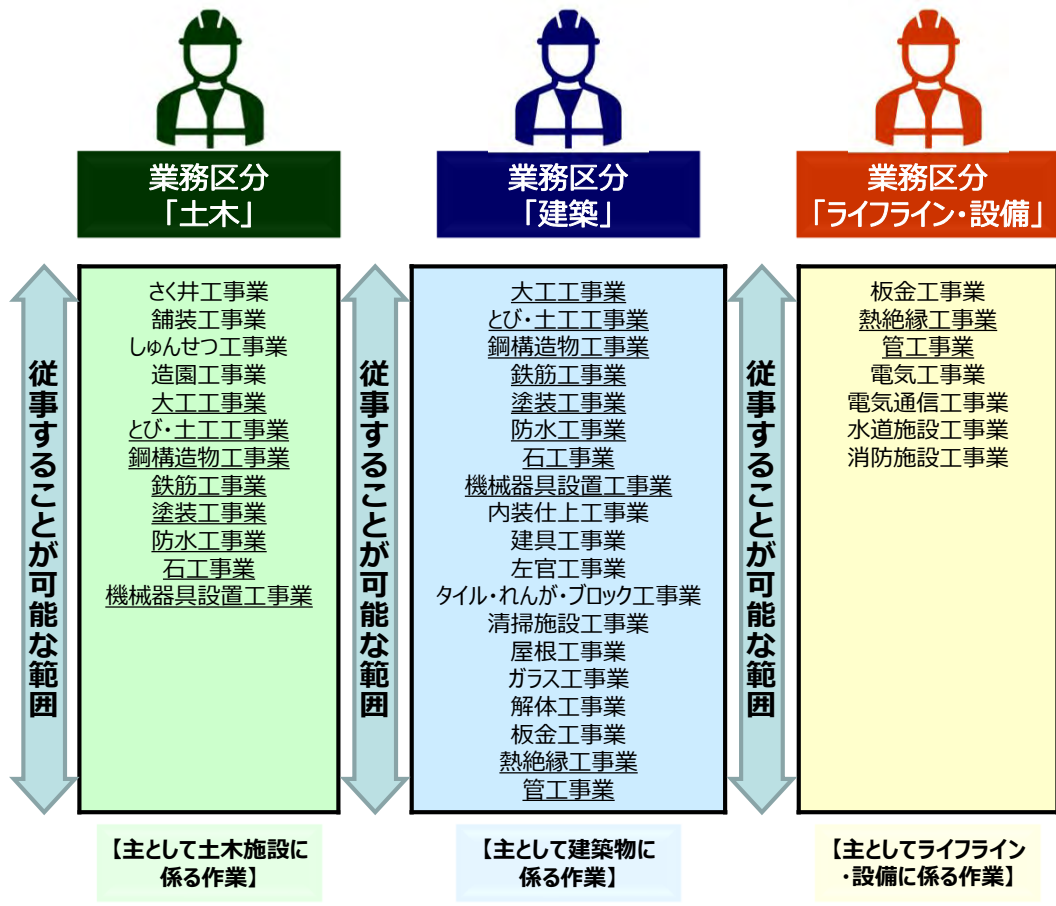
業務区分と従事できる工事業の考え方

- 在留資格上の業務区分は、特定技能外国人が従事する**業務内容に基づいた区分**であり、業務区分に適合する業務内容であれば、**作業を行う現場の種別を問わず従事可能**。【参考 1】
- 各業務区分ごとに、従事可能な建設業許可工事業との対応関係を確認することに加え、実際に従事させる場合には、雇用契約上、業務範囲を明確にし、同等の技能を有する日本人と同等以上の報酬となるよう留意が必要。【参考 2】

【参考 1】特定技能外国人の現場入場イメージ



【参考 2】各業務区分で従事できる工事の範囲



実際に従事させる場合には、雇用契約上、業務範囲を明確にし、同等の技能を有する日本人と同等以上の報酬となるよう留意が必要

技能実習の移行対象職種と業務区分との対応

- 技能実習制度における移行対象職種のうち25職種が、建設分野における特定技能 1 号の在留資格を取得する際の試験免除の対象となっている。
- 各職種がどの業務区分に対応しているかについては、以下の表の通り規定されている。

	技能実習の 移行対象職種	特定技能 業務区分		
		土木	建築	ライフライン ・設備
1	さく井	○		
2	建築板金		○	○
3	冷凍空気調和機器施工			○
4	建具製作		○	
5	建築大工		○	
6	型枠施工	○	○	
7	鉄筋施工	○	○	
8	とび	○	○	
9	石材施工		○	
10	タイル張り		○	
11	かわらぶき		○	
12	左官		○	

	技能実習の 移行対象職種	特定技能 業務区分		
		土木	建築	ライフライン ・設備
13	配管			○
14	熱絶縁施工			○
15	内装仕上げ施工		○	
16	表装		○	
17	サッシ施工		○	
18	防水施工		○	
19	コンクリート圧送施工	○	○	
20	ウェルポイント施工	○		
21	建設機械施工	○		
22	築炉		○	
23	鉄工	○	○	
24	塗装	○	○	
25	溶接	○	○	○

ポイント

- 受入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。

※特定技能2号については、支援義務がない。

■ 支援計画の作成

- ・受入れ機関は、在留諸申請(※)に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。

※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

■ 支援計画の主な記載事項

- ・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目(18ページ参照)の実施内容・方法等
- ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
- ・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
- ・登録支援機関(登録支援機関に委託する場合のみ)

■ 支援計画実施の登録支援機関への委託

- ・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる(支援委託契約を締結)。
- ・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関(21ページ参照)に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされる。
- ・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。(支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能)

支援計画の概要②

①事前ガイダンス

・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



1 趣旨

今後、特定技能外国人のより一層の増加が見込まれる中、特定技能所属機関においては、

- ・ 地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務があること
- ・ 1号特定技能外国人に対する支援は地域の外国人との共生に係る取組を踏まえて行うことが求められる。

2 制度概要

協力確認書の提出

特定技能所属機関は、特定技能外国人の受入れに当たり、次のいずれかの時点において、当該外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する市区町村に対し、「協力確認書」※を提出する。

- ・ 初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、当該外国人と特定技能雇用契約を締結後、在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請を行う前
- ・ 既に特定技能外国人を受け入れている場合には、施行期日以降、初めて当該外国人に係る在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を行う前

※ 地方公共団体から共生施策に対する協力を求められた場合には、当該要請に応じ、必要な協力をする旨の文書。

在留諸申請における申告

特定技能外国人に係る在留諸申請において、特定技能所属機関は、当該外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する地方公共団体が実施する共生施策について必要な協力をするとしている旨を申告する。

1号特定技能外国人支援計画の作成・実施

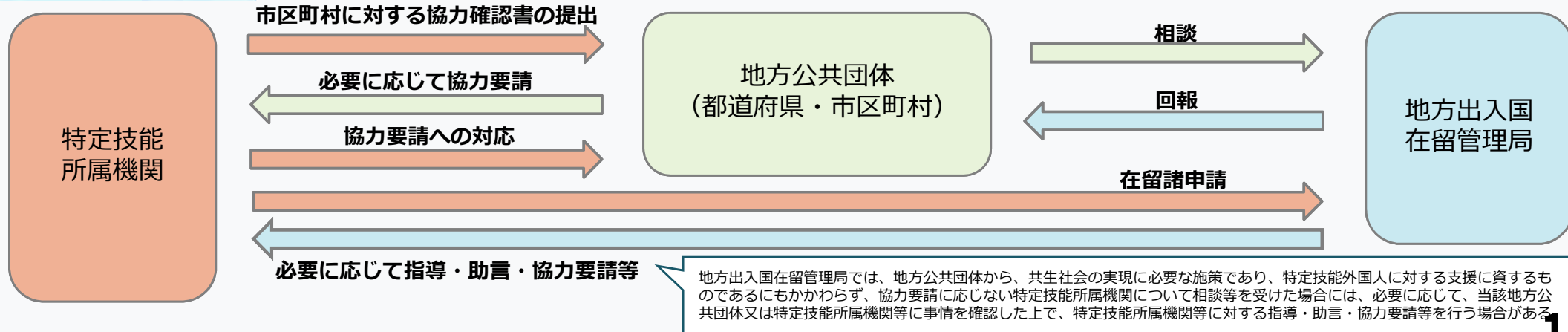
特定技能所属機関は、支援計画の作成・実施において、地方公共団体において実施する共生施策を確認し、これを踏まえた支援計画を作成の上、当該支援を適切に実施する。

地方公共団体からの協力要請への対応

特定技能所属機関は、地方公共団体から共生施策に係る協力を求められれば、それが共生社会の実現に必要な施策であり、特定技能外国人に対する支援に資するものである場合、当該協力要請に応じる。

※ 本件取組における地方公共団体が実施する共生施策とは、例えば、各種行政サービス、交通・ゴミ出しのルール、医療・公衆衛生や防災訓練・災害対応、地域イベント、日本語教室等に関する施策等が想定される。

3 運用イメージ



受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば1③も満たす。

- ③ 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

登録支援機関について

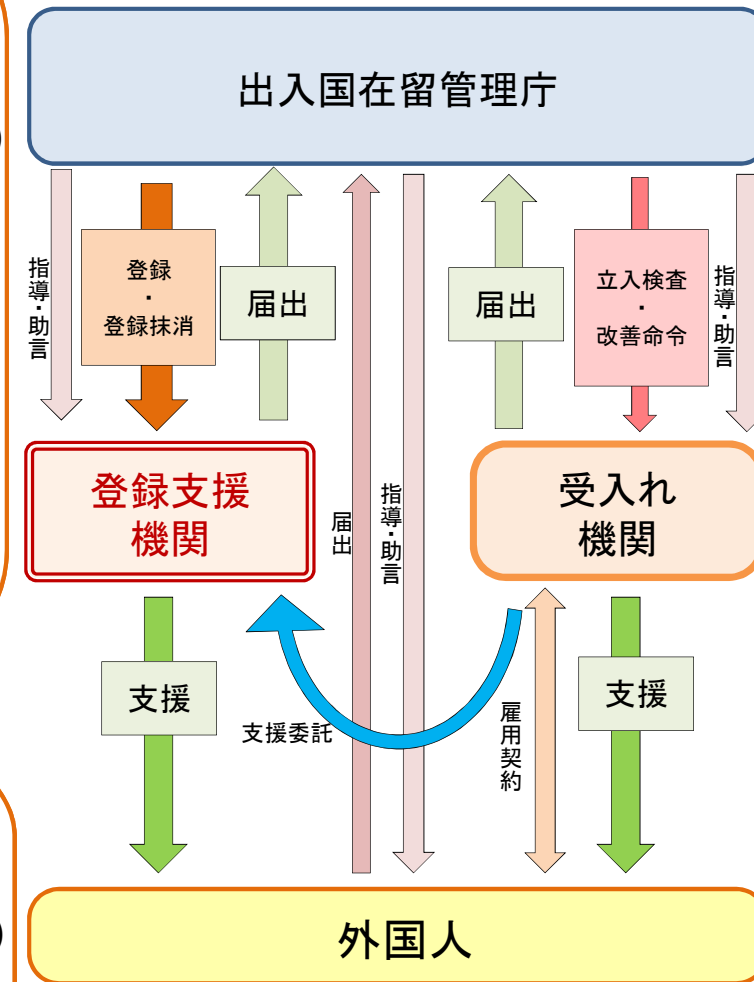
1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



登録支援機関になろうとする個人又は団体

④登録後

登録支援機関

①登録申請

※持参又は郵送

③登録通知

※登録簿に登録

地方出入国在留管理局

②登録の要件確認

届出
(支援実施状況、
変更事項等)

・指導・助言
・報告又は資料の
提出要求
・登録の取消し

支援委託契約
(支援計画の全部の実施を
委託)

支援計画の全部の実施

受入れ機関

雇用
契約

1号特定技能
外国人

登録支援機関とは

- 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- 登録の期間は5年間であり、更新が可能である。
- 登録には申請手数料が必要である。(新規登録2万8,400円、登録更新1万1,100円)
- 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。

ポイント

- 受入れ機関及び登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、各種届出を随時又は定期に行わなければならない。
- 登録支援機関は、支援業務の実施が困難になった場合等には、出入国在留管理庁長官に対し報告を行うこととされている。
- 受入れ機関による届出の不履行や虚偽の届出については罰則の対象とされている。

■ 随時の届出

【受入れ機関の届出】※違反の場合、指導や罰則の対象

- ・特定技能雇用契約の変更、終了、新たな契約の締結に関する届出
- ・支援計画の変更に関する届出
- ・登録支援機関との支援委託契約の締結、変更、終了に関する届出
- ・特定技能外国人の受入れ困難時の届出
- ・特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出

【登録支援機関の届出】※違反の場合、指導や登録の取消しの対象

- ・登録の申請事項の変更の届出
- ・支援業務の休廃止の届出

【定期届出】

対象年の4月1日から翌年3月31日までの受入れ・活動・支援実施状況について、翌年4月1日から5月31日までに提出

（2025年1月から3月までを対象期間とした届出は、従前の四半期に一度の届出として同年4月15日までに提出）

■ 定期の届出 ※違反の場合、指導や罰則の対象

- ・特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に関する届出

（受入れ状況：特定技能外国人の受入れ総数、氏名等の情報、活動日数、場所、業務内容等）

（活動状況：報酬の支払状況、離職者数、行方不明者数、受入れに要した費用の額等）

（支援実施状況：相談内容及び対応結果等）

※支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合は、受入れ機関と登録支援機関が連名で届出を行う。

■ 随時の報告【登録支援機関のみ】※違反の場合、指導や登録の取消しの対象

- ・1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告

（支援計画の実施が困難となったとき、支援の全部委託を受けた特定技能所属機関の基準不適合を把握した場合等）

2025年(令和7年)4月1日施行 出入国管理及び難民認定法施行規則

特定技能制度における届出のルールが変わります！

2025年4月1日から、特定技能制度における各種届出の届出項目や届出頻度の変更を内容とする、改正出入国管理及び難民認定法施行規則が施行されます。

施行後の届出の主な変更点・注意点は下記のとおりです。

1. 随時届出における注意点・変更点

！ 随時届出は、2025年4月1日以降に提出する届出から新しいルールに基づく届出が必要となります。

① 受入れ困難に係る届出（参考様式第3-4号）【届出対象の追加等】

- 在留資格の許可を受けた日から1か月経過しても就労を開始していない場合や雇用後に1か月活動ができない事情が生じた場合も届出の対象となります。
- 1か月間活動ができない事情が生じた場合や行方不明者発生などの際に添付する参考様式を新規に作成しました。
- 自己都合退職の申出があった場合について、受入れ困難の事由の対象外とします（雇用契約が終了した場合には、引き続き「雇用契約終了に係る届出」は必要）。

② 特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出（参考様式第3-5号）【届出項目変更】

- 届出の対象が「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為」があった場合から「特定技能基準省令第2条第1項各号及び同条第2項各号に適合しない場合」に変更されます。

※ 基準不適合の具体例

税金や社会保険料等の滞納が発生したとき、特定技能外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（日本人及び他の在留資格で就労している外国人を含む。）に関し、非自発的離職が発生させたとき、関係法律による刑罰を受けたとき、実習認定の取消しを受けたとき、出入国又は労働関係法令に関する不正行為を行ったとき、外国人に対する暴行行為、脅迫行為又は監禁行為が発生したとき、外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為が発生したとき など

③ 1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出（参考様式第3-7号）【新設】

- 特定技能所属機関による自社支援の場合において、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援について実施困難となる事由が生じた場合に届出が必要となります。

④ 1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告（参考様式第4-3号）【新設】

- 登録支援機関が支援の全部委託を受けている場合において、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援について実施困難となる事由が生じた場合に報告が必要となります（支援において特定技能所属機関の基準不適合を把握した場合を含む。）。

2. 定期届出における注意点・変更点

！ 2025年1月から3月までを対象期間とした届出（四半期に1回の届出）は同年4月15日までに提出する必要があります。

！ 新しいルールの定期届出（1年に1回の届出）を最初に提出するのは、2026年4月以降となります。

受入れ・活動・支援実施状況に係る届出（参考様式第3-6号）

【提出頻度変更・様式統合・届出項目変更】

！ ・届出の提出頻度が四半期ごとから1年に1回に変更されます。
・対象年の4月1日から翌年3月31日までの受入れ・活動・支援実施状況を翌年4月1日から5月31日までに提出する必要があります。

「受入れ・活動状況に係る届出書」と「支援実施状況に係る届出書」を一体化し、「受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書」に変更され、届出事項や届出時に提出いただく書類が、以下のとおり変更されます。

主な届出事項：特定技能外国人の労働日数、労働時間数、給与の支給総額、昇給率など

→ 届出書本体に年度の平均を記載

別紙の内容：個人の年間活動日数、給与の総支給額、支援の実施状況等について、特定技能外国人を受け入れている事業所単位で作成

主な添付書類：特定技能所属機関の登記事項証明書、決算関係書類、役員の住民票写し、公的義務の履行証明書など

2025年4月1日施行の入管法施行規則については、届出関係の以外の運用についても変更点があります。詳細については、出入国在留管理庁ホームページの特設ページを確認してください。

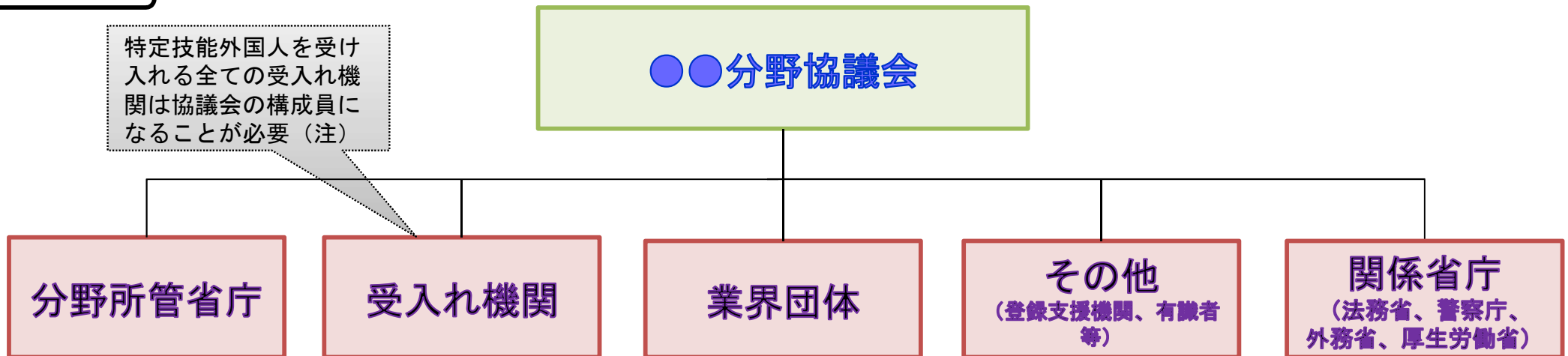
https://www.moj.go.jp/isa/10_00225.html



ポイント

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。

イメージ



活動内容

- 特定技能外国人の受入に係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等 等

(注) 建設分野においては、受入れ機関は建設業者団体が共同で設置する法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となる。

「特定技能」に関する二国間取決め（MOC）の概要

政府基本方針（令和7年3月11日閣議決定）

保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者（ブローカー）等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる。

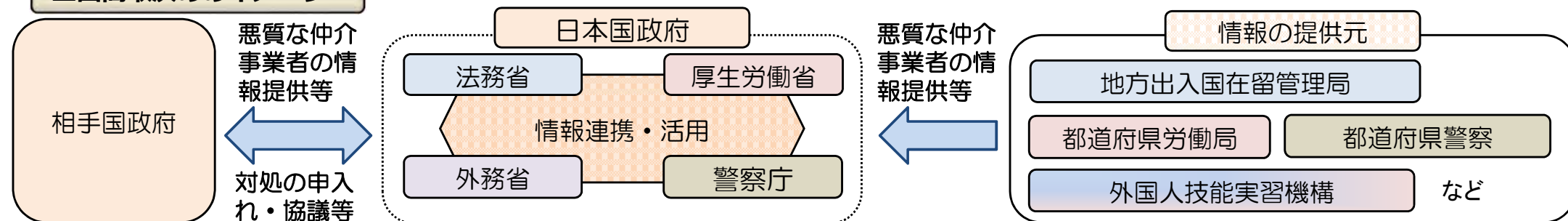
総合的対応策（令和6年度改訂）（令和6年6月21日関係閣僚会議決定）

- 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組み：悪質な仲介事業者等の排除
「特定技能」の在留資格について、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書を作成した国について、制度の運用状況等を踏まえ、当該国との情報連携及び協議を着実に進めるとともに、必要に応じ、政府間文書の内容の見直しを行う。また、かかる政府間文書の作成に至っていない国であって送出しが想定されるものとの間では、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を引き続き進める。

二国間取決めのポイント

- 情報共有
特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関与する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。
 - 保証金の徴収、違約金の定め、人権侵害行為、偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収等
- 問題是正のための協議
定期又は随時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。

二国間取決めのイメージ



署名状況（17か国）

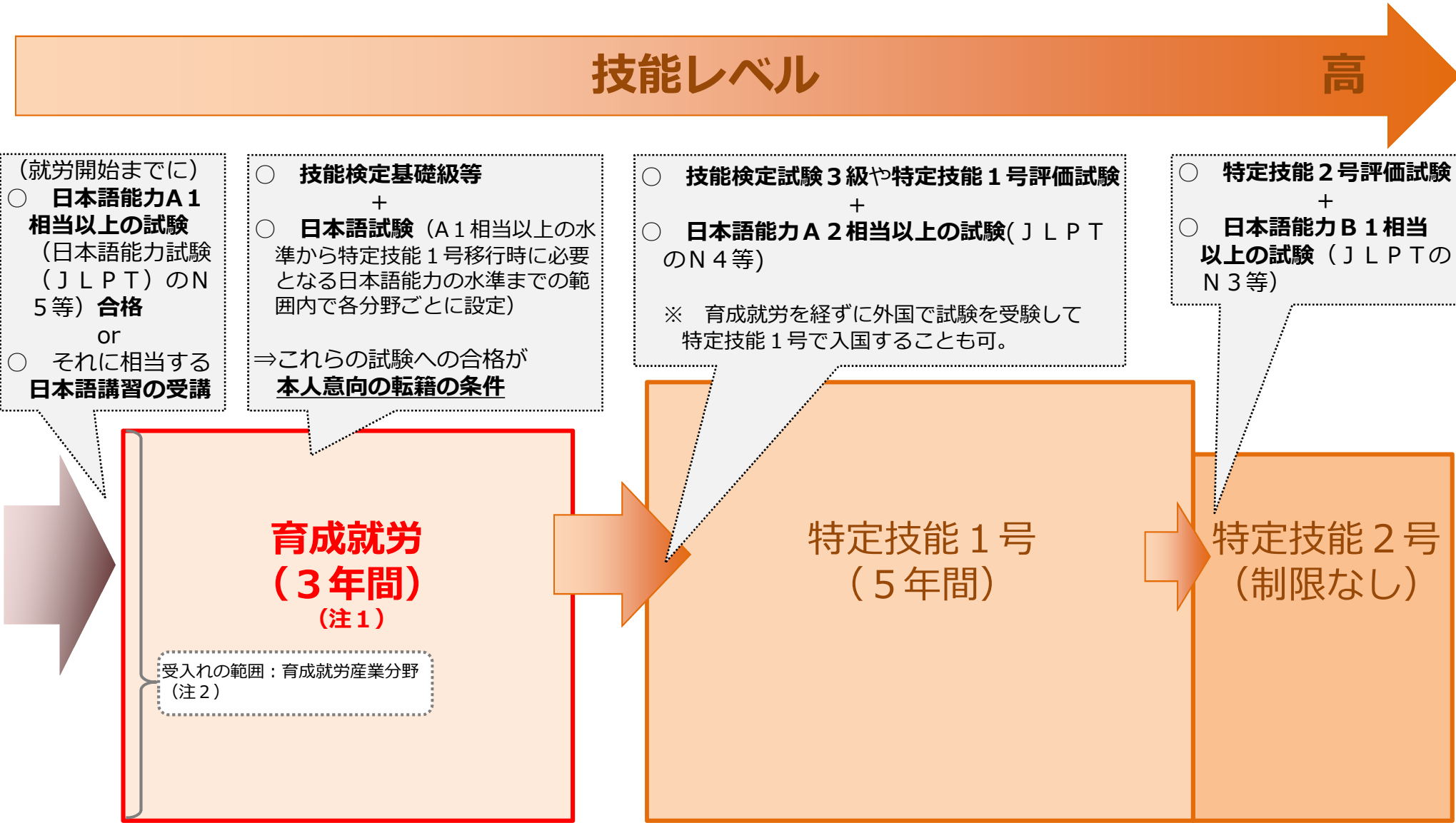
（令和6年8月8日時点）

フィリピン（H31.3.19）、カンボジア（H31.3.25）、ネパール（H31.3.25）、ミャンマー（H31.3.28）、モンゴル（H31.4.17）、スリランカ（R1.6.19）、インドネシア（R1.6.25）、ベトナム（R1.7.1文書交換）、バングラデシュ（R1.8.27）、ウズベキスタン（R1.12.17）、パキスタン（R1.12.23）、タイ（R2.2.4）、インド（R3.1.18）、マレーシア（R4.5.26）、ラオス（R4.7.28）、キルギス（R5.7.6）、タジキスタン（R6.8.8）

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されます（育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。）。

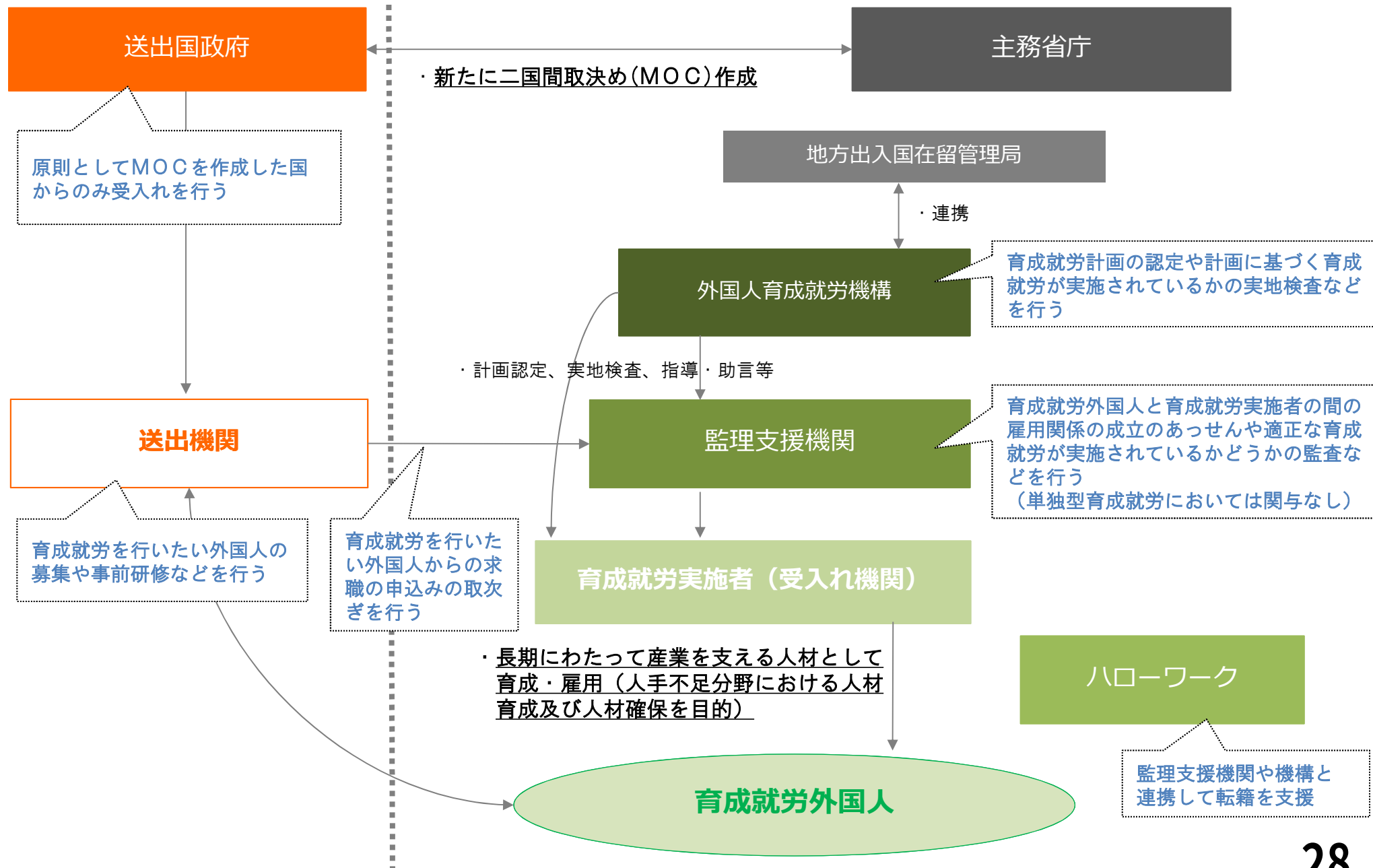
育成就労制度の 目的	「育成就労産業分野（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保すること。 （※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの
基本方針・ 分野別運用方針	育成就労制度の基本方針及び育成就労産業分野ごとの分野別運用方針を策定する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。 分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき分野ごとの受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限数として運用する。
育成就労計画の 認定制度	育成就労外国人ごとに作成する「育成就労計画」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、外国人育成就労機構による認定を受ける）。
監理支援機関の 許可制度	（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う監理支援機関を許可制とする（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。
適正な送出しや 受入環境整備の 取組	・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。 ・育成就労外国人の本人意向による転籍を一定要件の下で認めることなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。 ・地域協議会を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。



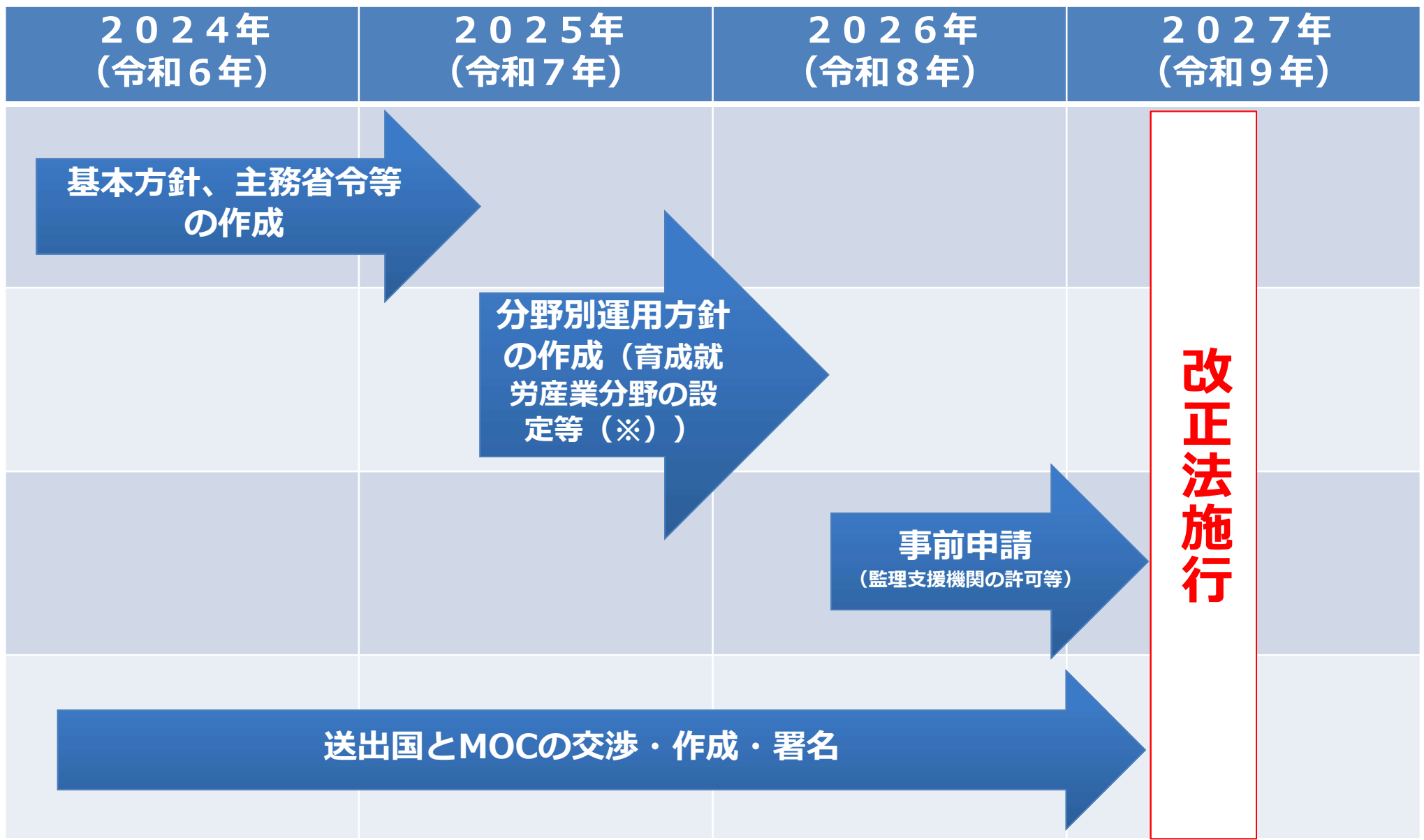
(注 1) 特定技能 1 号の試験不合格となった者には再受験のための最長 1 年の在留継続を認める。

(注 2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

育成就労制度の関係機関のイメージ



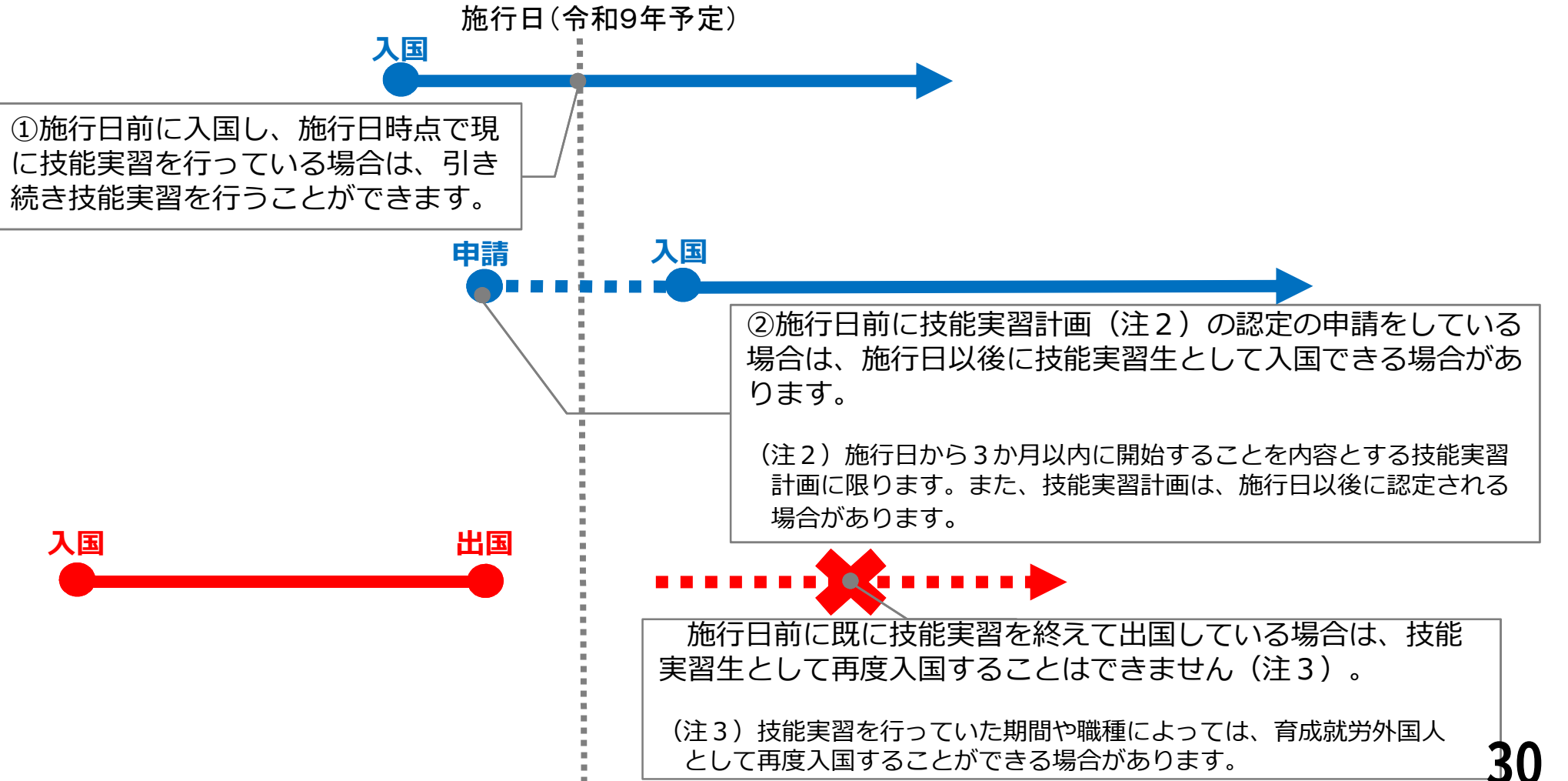
施行までのスケジュール（予定）



※ 育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。

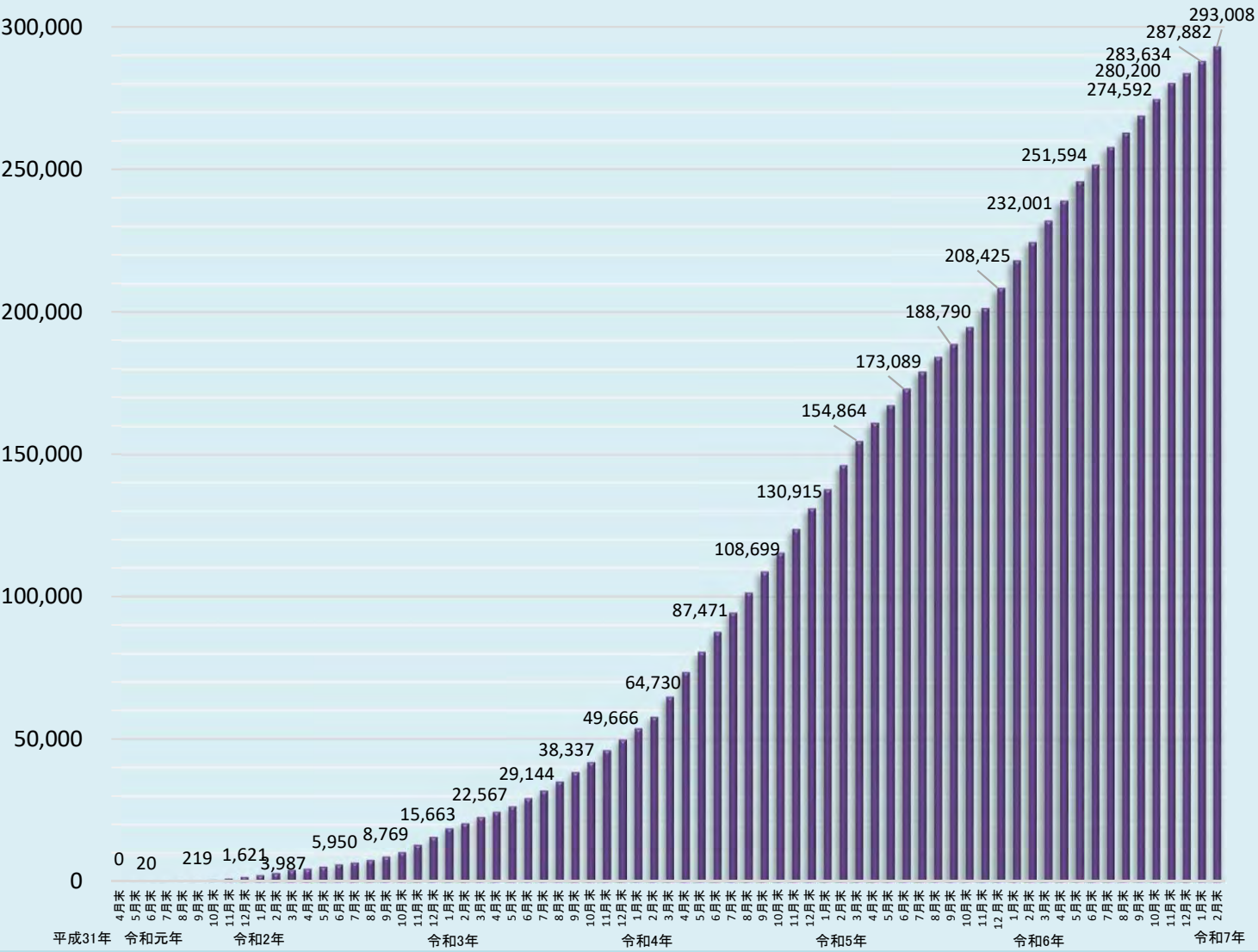
下記①又は②に該当する場合、**施行日後にも技能実習を行うことが可能**であり、要件を満たせば、**次の段階の技能実習までは引き続き行うことができます**（注1）。また、この場合には、**技能実習制度のルールが適用**され、**技能実習から育成就労に移行することはできません**。

（注1）施行日時点で技能実習1号で在留する方は技能実習計画の認定を受けた上で技能実習2号への移行ができますが、施行日時点で技能実習2号で在留する方の技能実習3号への移行については、一定の範囲のものに限られます。



特定技能1号在留外国人数(令和7年2月末現在:速報値)

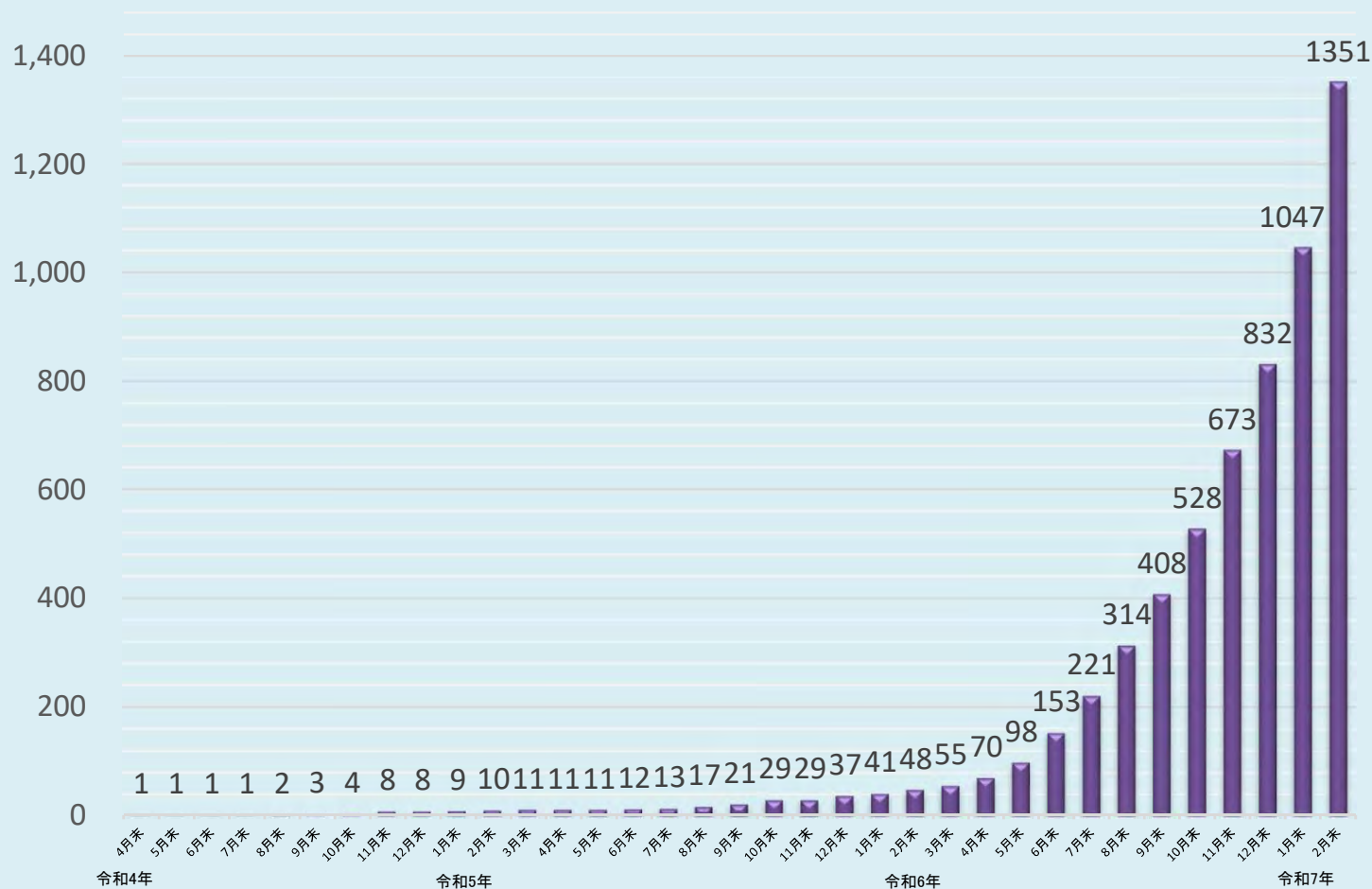
特定技能 1 号在留外国人数 293,008人



分野	人数
介護	47,063人
ビルクリーニング	6,390人
工業製品製造業	45,587人
建設	40,240人
造船・船用工業	9,886人
自動車整備	3,212人
航空	1,581人
宿泊	777人
鉄道	6人
農業	29,434人
漁業	3,569人
飲食料品製造業	75,094人
外食業	30,169人

特定技能2号在留外国人数(令和7年2月末現在:速報値)

特定技能2号在留外国人数 1,351人

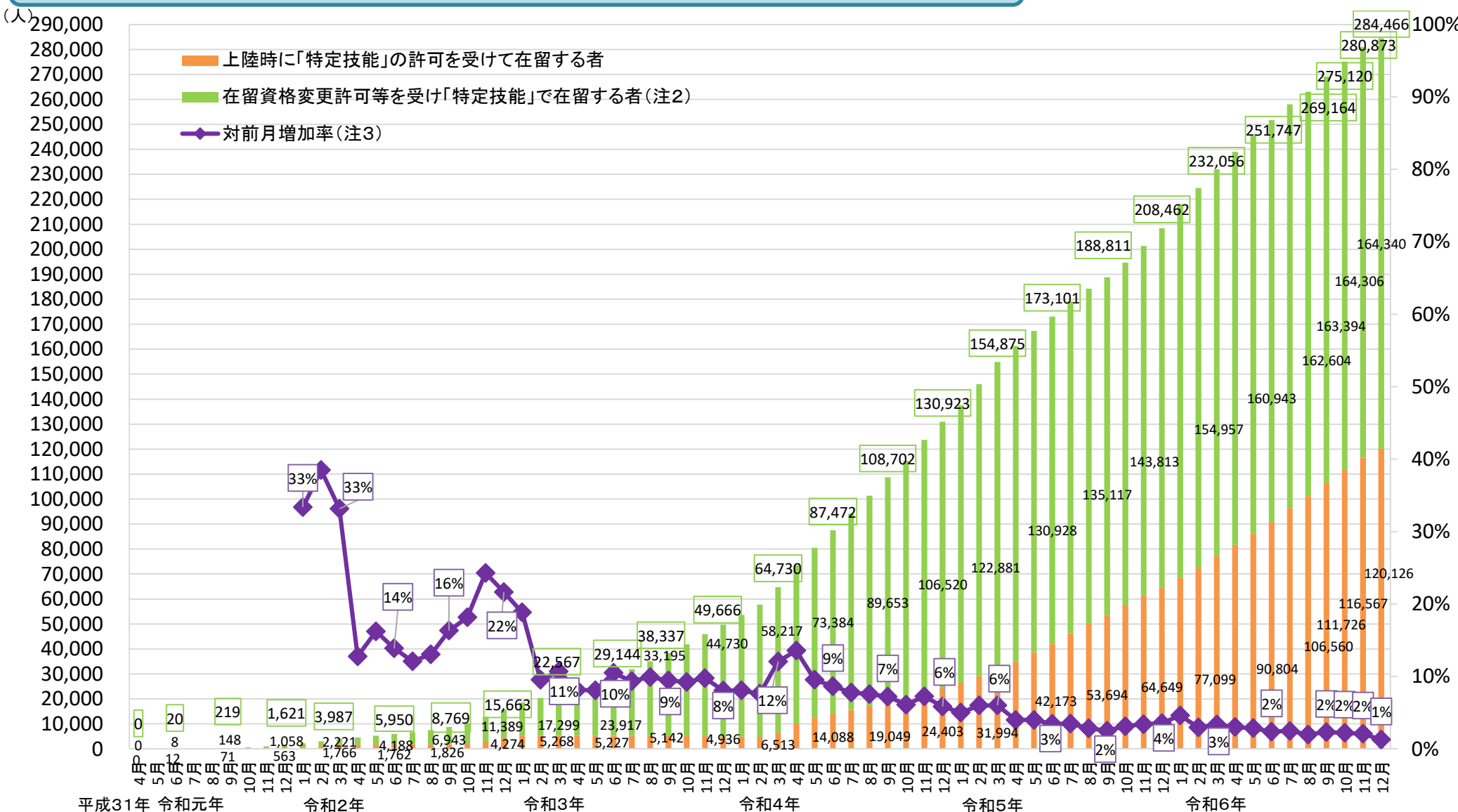


分野	人数
ビルクリーニング	5人
工業製品製造業	166人
建設	290人
造船・船用工業	92人
自動車整備	17人
宿泊	7人
農業	260人
漁業	7人
飲食料品製造業	310人
外食業	197人

(注)「特定技能2号」の在留資格は令和4年4月に初めて許可。

特定技能制度運用状況

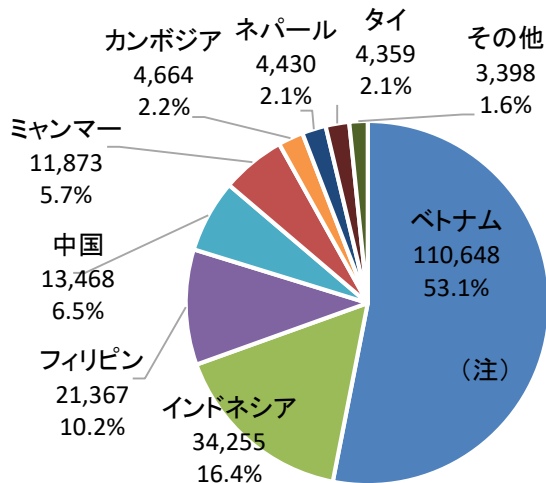
特定技能在留外国人数の推移(平成31年4月～令和6年12月末現在)(速報値) (注1)



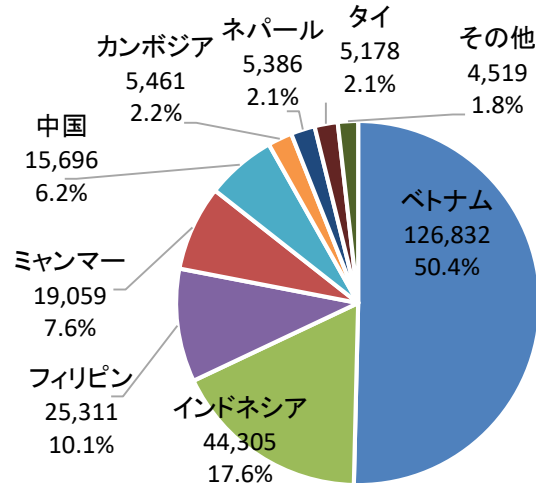
(注1) 本資料において、「特定技能在留外国人」は、「特定技能1号」及び「特定技能2号」の許可を受けて在留する者とする。(注2) 在留特別許可を受けて「特定技能」で在留する者を含む。
(注3) 対前月増加率は小数点第一位で四捨五入。

国籍・地域別特定技能在留外国人数の推移

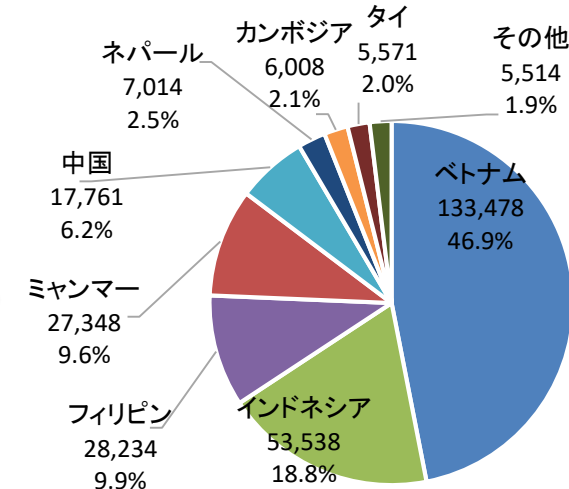
令和5年12月末: 208,462人



令和6年6月末: 251,747人

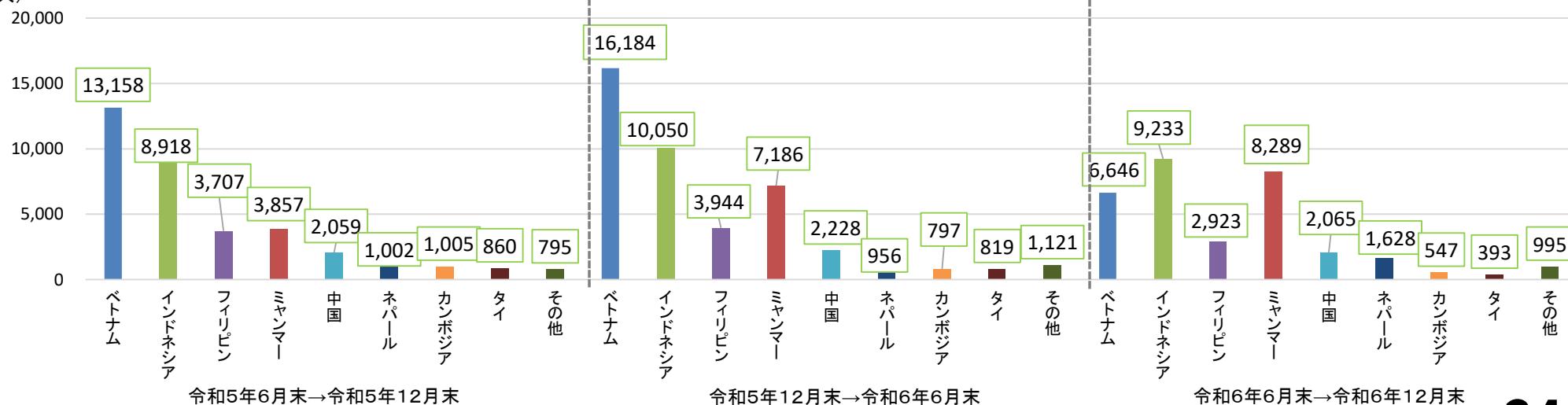


令和6年12月末: 284,466人(速報値)



国籍・地域別特定技能在留外国人増加数

(人)

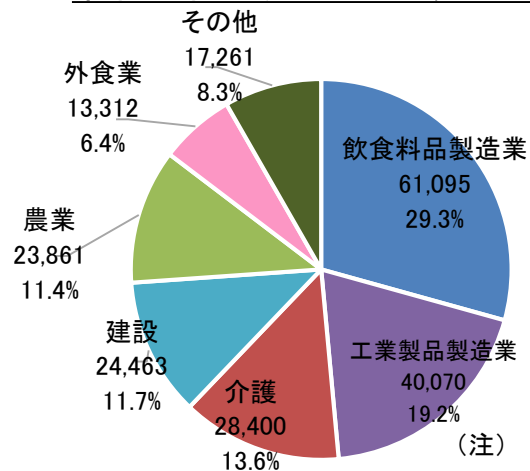


(注) 構成比は小数点第二位で四捨五入。

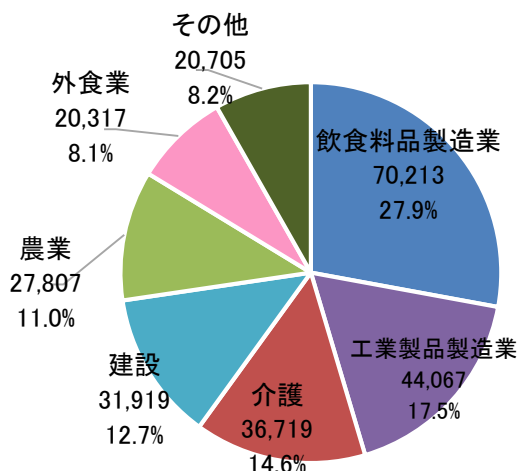
特定技能制度運用状況

分野別特定技能在留外国人数の推移

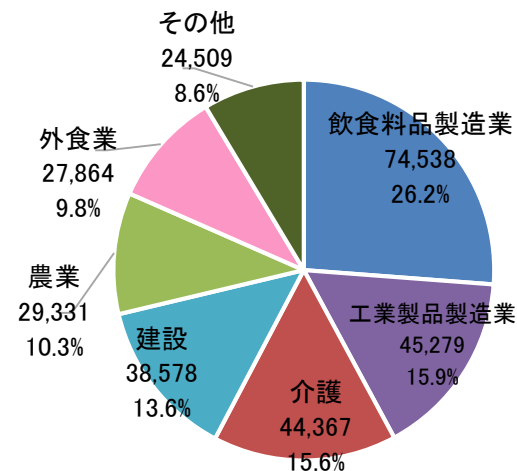
令和5年12月末:208,462人



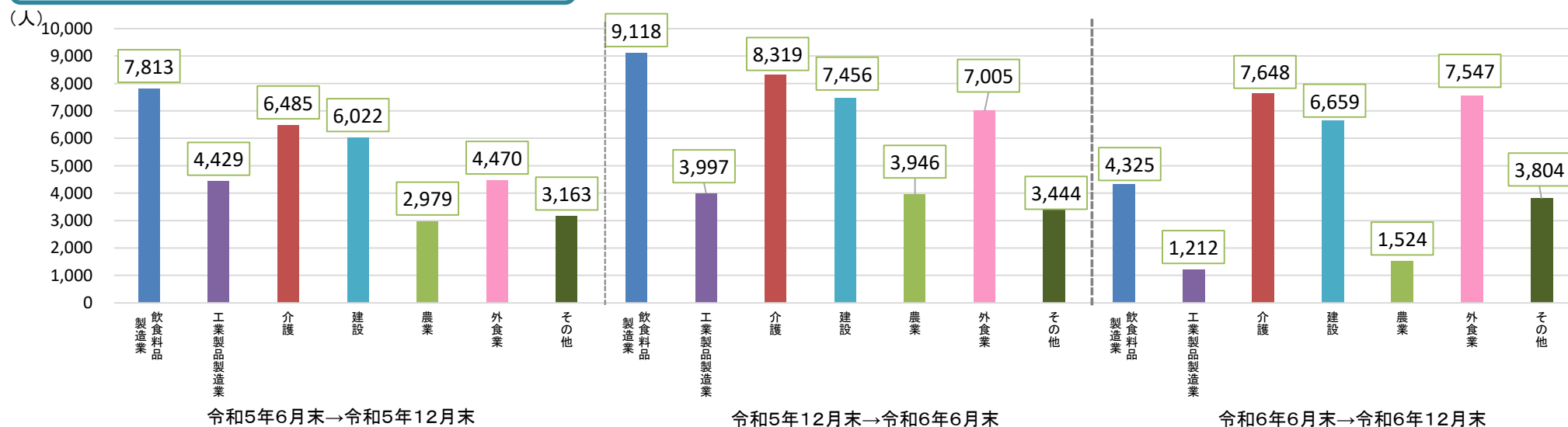
令和6年6月末:251,747人



令和6年12月末:284,466人(速報値)



分野別特定技能在留外国人増加数



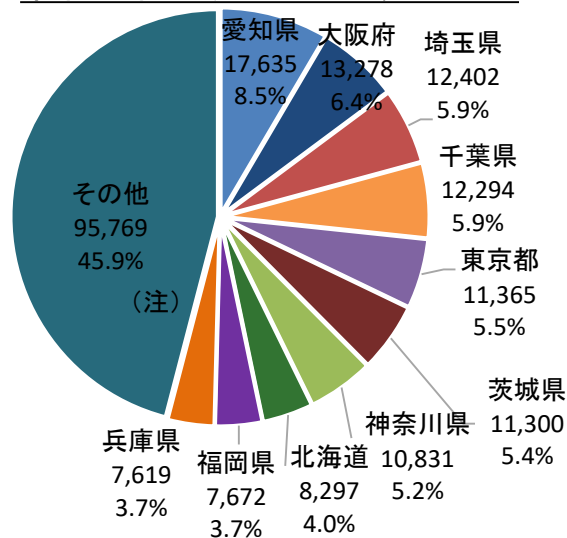
(注1) 構成比は小数点第二位で四捨五入。

(注2) 令和5年12月末及び令和6年6月末の「工業製品製造業」の在留者数は、分野名変更前の「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」の在留者数。

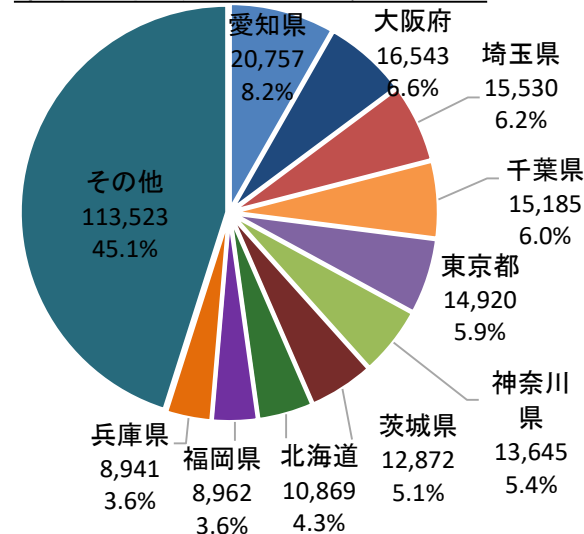
特定技能制度運用状況

都道府県別特定技能在留外国人数の推移

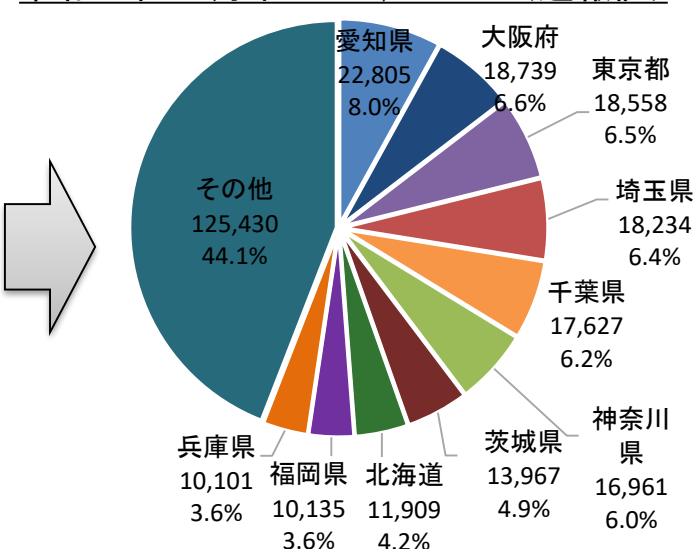
令和5年12月末: 208,462人



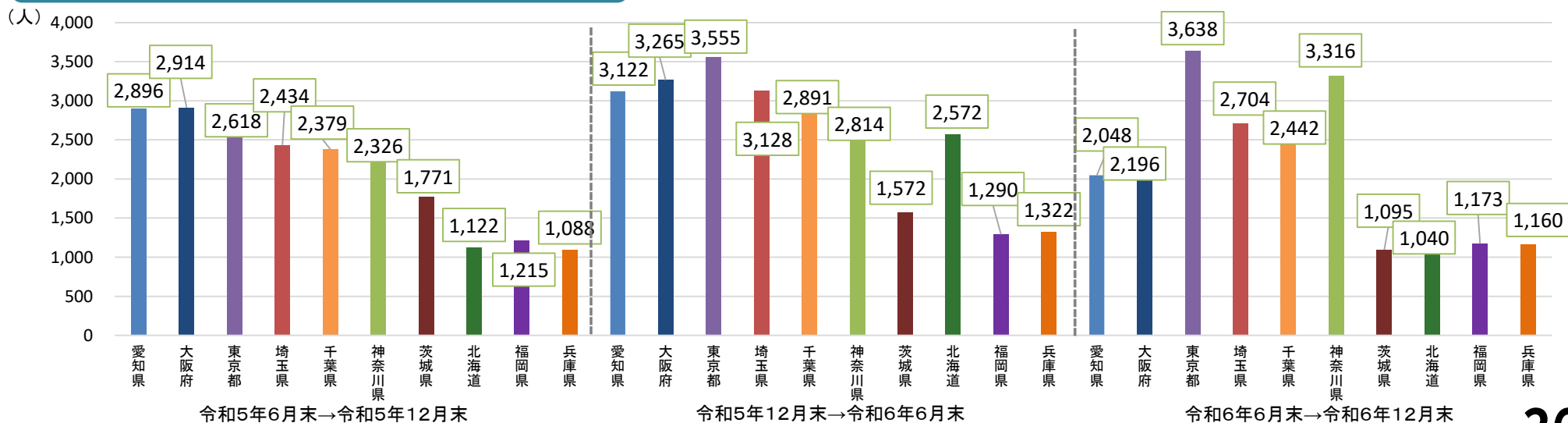
令和6年6月末: 251,747人



令和6年12月末: 284,466人(速報値)



都道府県別特定技能在留外国人増加数



(注) 構成比は小数点第二位で四捨五入。

【第2表】都道府県別 特定産業分野別 特定技能2号在留外国人数

〔令和5年12月末現在〕												
都道府県	総数	ビルクリーニング分野	工業製品製造分野	建設分野	造船・船舶工業分野	自動車整備分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食料品製造分野	外食分野	食料品製造分野
総数	832	3	98	213	74	3	4	174	2	158	108	
北海道	29	0	0	1	0	0	1	19	0	5	3	
青森県	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山形県	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	
福島県	13	0	1	2	0	0	0	7	0	1	2	
茨城県	33	0	4	3	0	0	0	20	0	5	1	
栃木県	12	0	5	2	0	0	0	4	0	1	0	
群馬県	27	0	8	3	0	0	0	13	0	3	0	
埼玉県	51	1	1	24	0	0	0	5	0	14	6	
千葉県	49	0	1	15	0	0	0	17	1	8	7	
東京都	78	2	1	20	0	0	0	0	0	18	37	
神奈川県	46	0	1	27	1	0	0	1	0	8	8	
新潟県	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	
富山県	10	0	1	2	0	0	0	0	0	4	3	
石川県	12	0	5	3	0	0	0	0	0	2	2	
福井県	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
長野県	12	0	2	0	0	0	0	7	0	3	0	
岐阜県	24	0	5	8	0	1	0	7	0	2	1	
静岡県	24	0	7	4	0	0	0	7	0	4	2	
愛知県	72	0	22	18	0	1	0	8	0	14	9	
三重県	16	0	2	2	7	0	0	2	0	3	0	
滋賀県	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
京都府	14	0	2	4	0	0	2	3	0	2	1	
大阪府	58	0	15	23	1	1	1	1	0	10	6	
兵庫県	32	0	5	7	4	0	0	4	0	8	4	
奈良県	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
和歌山県	4	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	
鳥取県	4	0	0	1	0	0	0	0	1	2	0	
島根県	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
岡山県	28	0	1	7	8	0	0	9	0	3	0	
広島県	47	0	2	10	26	0	0	2	0	4	3	
山口県	7	0	0	0	1	0	0	0	0	6	0	
徳島県	7	0	0	4	0	0	0	3	0	0	0	
香川県	15	0	0	5	1	0	0	3	0	6	0	
愛媛県	12	0	0	1	7	0	0	2	0	2	0	
高知県	4	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	
福岡県	26	0	0	4	0	0	0	4	0	11	7	
佐賀県	6	0	0	5	1	0	0	0	0	0	0	
長崎県	10	0	0	0	7	0	0	2	0	1	0	
熊本県	18	0	0	2	6	0	0	5	0	4	1	
大分県	7	0	0	0	4	0	0	2	0	1	0	
宮崎県	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	
鹿児島県	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	
沖縄県	6	0	0	0	0	0	0	4	0	1	1	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 本表の都道府県は在留外国人の居住地の都道府県である。

注3) 特定技能2号外国人の受入れのある特定産業分野のみ記載している。

【第2表】都道府県別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

〔令和5年12月末現在〕												
都道府県	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	工業製品製造分野	建設分野	造船・船舶工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	鉄道分野	農業分野	漁業分野
総数	283,634	44,367	6,140	45,183	38,365	9,865	3,076	1,382	671	1	29,157	3,488
北海道	11,880	2,396	386	284	828	33	89	0	46	0	3,103	673
青森県	1,347	218	2	13	35	150	13	0	1	0	486	64
岩手県	1,766	153	6	423	144	48	21	0	1	0	179	48
宮城県	2,672	430	17	152	349	68	36	0	5	0	162	209
秋田県	505	131	3	45	82	0	5	0	2	0	62	14
山形県	1,412	253	0	272	109	0	13	0	22	0	64	4
福島県	1,968	301	9	540	319	3	67	0	5	0	238	3
茨城県	13,934	1,160	47	2,539	902	0	131	1	17	0	4,374	63
栃木県	5,298	526	19	1,229	510	1	59	0	17	0	926	2
群馬県	8,563	947	66	1,900	487	0	67	0	15	0	1,381	0
埼玉県	18,183	2,786	295	1,677	4,532	5	227	2	4	0	479	0
千葉県	17,578	1,990	1,034	1,029	3,155	16	174	405	18	0	1,762	147
東京都	18,480	3,468	1,131	341	3,846	7	135	366	45	0	96	16
神奈川県	16,915	3,648	695	1,025	4,162	124	135	320	61	0	204	0
新潟県	2,378	236	22	385	295	0	32	0	8	0	294	2
富山県	2,502	415	18	915	381	0	95	0	4	0	27	36
石川県	2,770	335	97	1,280	253	0	41	0	13	0	47	88
福井県	1,650	250	19	452	257	3	21	0	6	0	82	84
山梨県	2,039	298	18	352	165	0	19	0	7	0	201	4
長野県	5,151	507	165	1,414	330	0	52	1	17	0	1,580	1
岐阜県	6,522	1,070	108	2,624	722	4	97	1	42	0	367	0
静岡県	8,595	1,068	70	2,410	899	117	85	0	40	0	662	24
愛知県	22,733	2,956	209	7,020	3,436	265	312	62	5	0	1,157	3
三重県	6,107	718	45	2,167	655	392	151	1	20	0	275	84
滋賀県	3,334	455	33	1,361	239	16	49	0	6	0	67	0
京都府	5,644	1,018	236	953	549	4	61	0	21	0	230	0
大阪府	18,681	4,385	606	3,400	3,069	42	143	208	43	0	93	12
兵庫県	10,069	2,197	151	2,109	1,073	97	109	0	22	1	326	106
奈良県	1,861	548	5	373	231	6	47	0	3	0	45	0
和歌山県	1,059	254	10	202	80	2	25	0	10	0	106	19
鳥取県	670	101	10	120	59	3	14	0	5	0	45	49
島根県	783	187	4	166	145	9	14	0	0	0	68	30
岡山県	4,616	611	20	905	633	222	44	0	4	0	312	91
広島県	9,476	955	58	1,593	1,015	2,775	116	0	7	0	320	512
山口県	2,448	462	13	323	463	180	22	0	12	0	73	28
徳島県	1,261	265	13	43	143	16	24	0	9	0	414	17
香川県	4,405	373	28	493	339	1,410	45	0	3	0	497	15
愛媛県	3,971	643	5	395	223	1,459	32	0	2	0	303	47
高知県	1,214	143	6	29	87	30	17	0	4	0	592	120
福岡県	10,109	1,728	92	1,135	1,455	62	108	4	16	0	1,023	54
佐賀県	2,051	476	2	82	163	220	11	0	1	0	154	209
長崎県	3,081	321	20	83	117	1,028	7	0	2	0	671	259
熊本県	5,704	849	50	457	467	336	19	0	13	0	2,141	46
大分県	2,350	367	21	183	218	481	30	7	15	0	583	59
宮崎県	2,136	427	22	101	145	1	4	0	2	0	732	120
鹿児島県	4,157	620	15	150	265	24	28	0	15	0	1,414	74
沖縄県	3,122	635	170	12	319	0	28	4	33	0	648	42
計	484	87	69	27	15	6	2	0	2	0	92	10

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 本表の都道府県は在留外国人の居住地の都道府県である。

技能試験及び日本語試験の実施状況について(令和6年12月末現在)(速報値)(注1)

技能試験	実施国	受験者数(人)			合格者数(人)								
		令和6年12月末			令和6年12月末			令和6年6月末			令和5年12月末		
介護(注2)	国内・海外12か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・ベトナム・スリランカ・ インド・ウズベキスタン・バングラデシュ	149,116	特定技能1号	149,116	113,582	特定技能1号	113,582	87,371	特定技能1号	87,371	72,018	特定技能1号	72,018
			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号	
ビルクリーニング	国内・海外7か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ミャンマー・タイ・ ネパール・スリランカ	14,593	特定技能1号	14,522	12,346	特定技能1号	12,338	9,104	特定技能1号	9,101	6,340	特定技能1号	6,340
			特定技能2号	71		特定技能2号	8		特定技能2号	3		特定技能2号	0
工業製品製造業	国内・海外4か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・タイ	8,972	特定技能1号	6,575	2,313	特定技能1号	1,126	1,272	特定技能1号	947	1,070	特定技能1号	913
			特定技能2号	2,397		特定技能2号	1,187		特定技能2号	325		特定技能2号	157
建設	国内・海外12か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・ベトナム・スリランカ・インド・ ウズベキスタン・バングラデシュ	9,426	特定技能1号	6,052	2,903	特定技能1号	2,381	1,973	特定技能1号	1,853	1,581	特定技能1号	1,581
			特定技能2号	3,374		特定技能2号	522		特定技能2号	120		特定技能2号	0
造船・船用工業	国内・海外1か国 フィリピン	436	特定技能1号	261	409	特定技能1号	242	299	特定技能1号	214	249	特定技能1号	197
			特定技能2号	175		特定技能2号	167		特定技能2号	85		特定技能2号	52
自動車整備	国内・海外2か国 フィリピン・ベトナム	6,967	特定技能1号	6,570	4,679	特定技能1号	4,595	3,365	特定技能1号	3,365	2,543	特定技能1号	2,543
			特定技能2号	397		特定技能2号	84		特定技能2号	0		特定技能2号	0
航空	国内・海外5か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・モンゴル・スリランカ	6,549	特定技能1号	6,549	4,071	特定技能1号	4,071	3,066	特定技能1号	3,066	2,240	特定技能1号	2,240
			特定技能2号	0		特定技能2号	0		特定技能2号	0		特定技能2号	0
宿泊	国内・海外7か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・ミャンマー・ベトナム・ スリランカ・インド	20,173	特定技能1号	20,092	12,881	特定技能1号	12,861	6,698	特定技能1号	6,694	5,217	特定技能1号	5,217
			特定技能2号	81		特定技能2号	20		特定技能2号	4		特定技能2号	0
自動車運送業	国内	64	特定技能1号	64	47	特定技能1号	47		特定技能1号			特定技能1号	
			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号	
農業	国内・海外12か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・ベトナム・スリランカ・インド・ ウズベキスタン・バングラデシュ	86,359	特定技能1号	84,297	75,495	特定技能1号	74,757	56,743	特定技能1号	56,555	49,114	特定技能1号	49,102
			特定技能2号	2,062		特定技能2号	738		特定技能2号	188		特定技能2号	12
漁業	国内・海外1か国 インドネシア	3,573	特定技能1号	3,511	2,176	特定技能1号	2,160	1,403	特定技能1号	1,403	1,107	特定技能1号	1,107
			特定技能2号	62		特定技能2号	16		特定技能2号	0		特定技能2号	0
飲食品製造業	国内・海外2か国 フィリピン・インドネシア	136,237	特定技能1号	134,185	86,462	特定技能1号	85,403	68,861	特定技能1号	68,713	58,892	特定技能1号	58,892
			特定技能2号	2,052		特定技能2号	1,059		特定技能2号	148		特定技能2号	0
外食業	国内・海外8か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ ミャンマー・タイ・スリランカ・ベトナム	142,335	特定技能1号	141,319	97,476	特定技能1号	96,941	71,728	特定技能1号	71,615	56,749	特定技能1号	56,749
			特定技能2号	1,016		特定技能2号	535		特定技能2号	113		特定技能2号	0
木材産業	国内	20	特定技能1号	20	20	特定技能1号	20		特定技能1号			特定技能1号	
			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号	
合計		584,820	特定技能1号	573,133	414,860	特定技能1号	410,524	311,883	特定技能1号	239,282	257,120	特定技能1号	200,150
			特定技能2号	11,687		特定技能2号	4,336		特定技能2号	873		特定技能2号	221

日本語試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)		合格者数(人)	
		令和6年12月末		令和6年12月末		令和6年6月末	
日本語基礎テスト (JFT Basic)	国内・海外11か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・スリランカ・インド・ ウズベキスタン・バングラデシュ	311,790		135,568		86,726	
						73,055	

(注1) 受験者数及び合格者数には、令和6年12月末までに実施し、結果が公表された技能試験及び日本語試験を計上している。

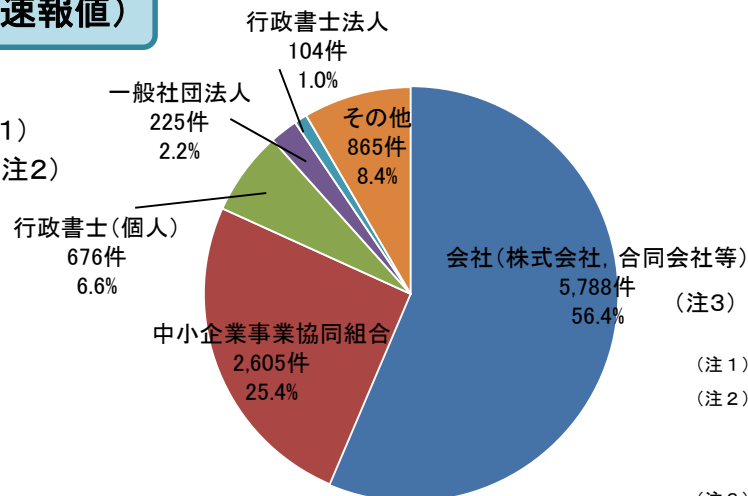
(注2) 介護分野の介護日本語評価試験については、受験者数及び合格者数に計上していない。

(注3) 令和6年3月29日、閣議決定により追加が決定された4分野のうち、「鉄道」、「林業」の2分野の試験については、令和6年12月末現在実施に向けて整備中。

特定技能制度運用状況

登録支援機関(令和6年12月末現在:速報値)

登録支援機関登録件数: 10, 213件(注1)
(登録支援機関類型別件数: 10, 263件)(注2)



(注1) 集計時点で登録支援機関として登録されている機関の数。

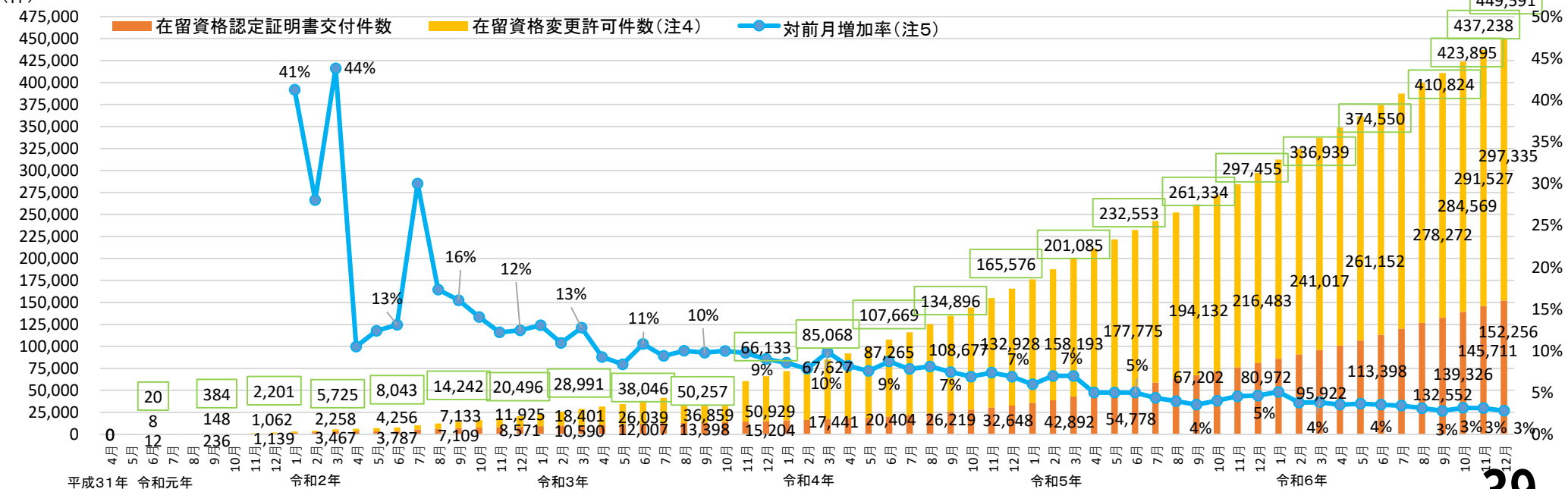
(注2) 個人の登録支援機関につき、複数の類型に該当する者についても各項目に計上した数。

左図のグラフは類型別件数の内訳を示したものである。

(注3) 小数点第二位で四捨五入。

特定技能外国人の許可状況等について(令和6年12月末現在:速報値)

(件)



1 入国手続や在留手続等に関するお問い合わせ

●外国人在留総合インフォメーションセンター

TEL 0570-013904
<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>



●地方出入国在留管理局

<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html>



2 技能実習制度に関するお問い合わせ

●外国人技能実習機構コールセンター

TEL 03-3453-8000
<https://www.otit.go.jp/contact/>



※申請に対する進捗確認などの個別事案や様式の具体的な記載に係る相談など解釈が必要となるお問い合わせについては、内容に応じて、本部又は地方事務所(支所)の各窓口にご連絡ください。

3 在留手続、労働関係法令、就職支援、人権相談等に関するお問い合わせ

●外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)

TEL 0570-011000
<https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>



※外国人在留支援センターには、外国人の在留支援に関連する4省庁8機関(東京出入国在留管理局、東京法務局人権擁護部、法テラス等)がワンフロアに入居し、入居機関が連携しながら、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行っています。

●地域の相談窓口一覧

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf>



●ワンストップ型相談センター

外国人総合相談支援センター(東京)

TEL 03-3202-5535

外国人総合相談センター(埼玉)

TEL 048-833-3296

多文化共生総合相談ワンストップセンター(浜松)

TEL 053-458-1510

<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>



参考資料

生活・就労ガイドブック

～日本で生活する外国人の皆さんへ～

日本に在留する外国人が安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な各種手続や制度に関する基礎的情報を取りまとめ、多言語で掲載しています。

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html



外国人生活支援ポータルサイト

外国人や支援者に有用な各省庁の情報を、カテゴリ別に多言語でお知らせするウェブサイトです。

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



在留支援のための

やさしい日本語ガイドライン

「やさしい日本語」は、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。書き言葉、話し言葉のそれぞれについて、やさしい日本語活用のポイント等を紹介しています。

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html



不法就労防止に係る取組

出入国在留管理庁では、安全・安心な社会の実現のために、摘発の強化や安全かつ確実な強制送還の実施、不法就労防止及び出国命令制度の更なる周知に関する広報活動などにより、不法滞在者の縮減に努めています。なお、令和6年の地方出入国在留管理官署における摘発件数は、1,320件でした。

外国人の適正な雇用にご協力ください

日本人と外国人が互いを尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会を実現するためには、

- 外国人の人権に配慮しながら、ルールにのっとり外国人を受け入れ、適切な支援等を行っていくこと
- ルールに違反する者に対しては厳正に対応していくこと

が重要です。



不法就労防止にご協力ください

不法就労とは? 不法就労となるのは、次の**3**つの場合です。

1 不法滞在者や被退去強制者が働くケース

- (例)・密入国した人や在留期限の切れた人が働く
- ・退去強制されることが既に決まっている人が働く

2 就労できる在留資格を有していない外国人で出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

- (例)・観光等の短期滞在目的で入国した人が許可を受けずに働く
- ・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く

3 外国人の方が現に有している在留資格等で認められた範囲を超えて働くケース

- (例)・外国料理のシェフや語学学校等の先生として働くことを認められた人が工場作業員として働く
- ・留学生が許可された時間数(原則週28時間以内)を超えて働く

注意! 事業主も処罰の対象となります!!

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした人(不法就労助長罪)
→3年以下の懲役・300万円以下の罰金
 ※外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。
- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主
→退去強制の対象
- 外国人の雇用又は離職について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人
→30万円以下の罰金



在留カードの記載事項を確認してください。

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。特別永住者の方を除き、在留カードを所持していない場合は、原則として就労できません。その例外も含めて、在留カードの見方については、次のページをご参照ください。

在留カードの見方



ポイント① 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合

→原則雇用はできませんが、ポイント②を確認してください。

※一部就労制限がある場合

→制限内容を確認してください。次のいずれかの記載があります。

①「在留資格に基づく就労活動のみ可」

②「指定書により指定された就労活動のみ可」
(在留資格「特定活動」)

(②については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。また、①について、在留資格が「特定技能」の場合は、②と同様に指定書を確認してください。)

※難民認定申請中であっても、有効な在留カードを所持していない場合や在留カードに「就労不可」と表示されている場合は雇うことはできません。

※「就労制限なし」の記載がある場合

→就労内容に制限はありません。

ポイント② 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

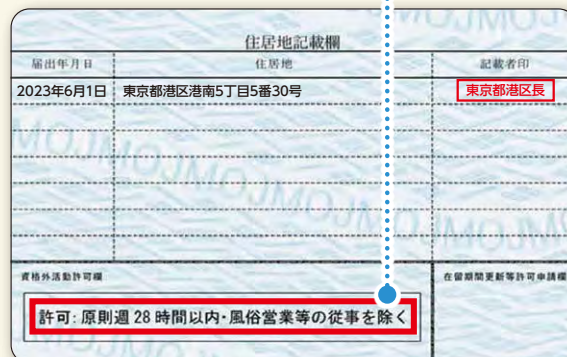
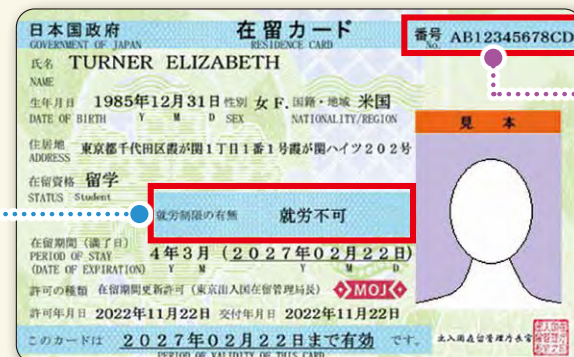
ポイント①で「就労不可」又は「在留資格に基づく就労活動のみ可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。

ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

①「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く。)」
(複数のアルバイト先がある場合には、その合計が週28時間以内でなければなりません。)

②「許可(「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」に該当する活動・週28時間以内)」
(地方公共団体等との雇用契約に基づく活動である必要があります。)

③「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」
(資格外活動許可書を確認してください。)



在留カード等の番号が失効していないか確認することができます。



下記のページをご活用ください。なお、確認結果は、在留カード等の有効性を証明するものではありません。昨今、**実在する在留カード等の番号を悪用した偽造在留カード等も存在するため**、確認結果にかかわらず、下記「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方」や「在留カード等読取アプリケーション」のほか、「動画ライブラリー」において、アプリの操作方法や在留カード等の目視による真偽の判断方法を紹介する映像を公開していますので、あわせてご活用ください。

偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

在留カード等番号失効情報照会ページ
<https://lapse-immi.moj.go.jp/>



「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方
<https://www.moj.go.jp/isa/content/930001733.pdf>



動画ライブラリー
https://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/nyuukokukanri01_00182.html



在留カード等読取アプリケーション

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/rcc-support.html>



このアプリを使用し、読み取った情報と、券面に記載された情報を見比べることで、偽変造されていないかを簡単に確認することができます。アプリは、サポートページ(上記URL)や各アプリケーションストアから入手できます。

在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方



- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- 「3月」以下の在留期間が付与された方
- 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、**資格外活動許可を受けていない限り就労できません**のでご注意ください。

外国人の適正な雇用のために注意すべきポイント

外国人の適正な雇用のためには、在留カードの確認等、出入国管理関係法令等の関係法令を遵守することが必要です。また、外国人労働者との間で起こるトラブルの一因として、本国と日本の間の文化等に関するギャップ、来日前後の認識のギャップなどが挙げられます。特に注意すべきポイントは以下のとおりです。

雇用契約期間、労働時間、業務内容、給料の仕組みや控除の理由などをあらかじめ丁寧に説明してください。

給料の支払いの仕組みが日本と違っていたり、控除の制度がなかったりする国もあります。具体的な控除の額や手取りの額を示すなど、具体的な金額について、本人が理解できる方法で説明するよう心がけてください。また、雇用条件等については、労働関係法令に違反することがないように注意してください。

パワハラ・セクハラなどの不適正な行為が行われないようにしてください。

業務上の必要な指導等であったとしても、暴言や脅迫(例:指示に従わなければ解雇する旨の発言等)、暴行(例:殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等)といった行為は許されません。

異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにしてください。



業務上の指導やアドバイスであったとしても、文化等の違いから、相手を嫌な気持ちにさせてしまうことがあることに注意が必要です(円滑なコミュニケーションのために、翻訳機や通訳機を活用することも有効です。)

外国人を雇用した時の届出

● 事業主の方からハローワークへの届出

外国人(「特別永住者」、在留資格「外交」及び「公用」は除く。)を雇用する事業主の方は、労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられています。**外国人を雇用した場合や外国人が離職した場合、ハローワークへ届出をしてください(この届出を怠ると罰則の対象となります。)**

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html



● 外国人本人から出入国在留管理庁への届出

外国人本人には、在留資格に応じ、入管法に基づく所属機関に関する届出が義務づけられています。新たに雇用等の契約を締結した場合や別の所属機関に移籍した場合などには、同届出の必要性について、ご本人に案内いただくをお願いします。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001342898.pdf>



監理措置や仮放免は在留資格ではありません。

監理措置決定や仮放免許可を受けた外国人は、退去強制手続中の立場であるため、原則として就労することはできません。

ただし、監理措置決定を受けた外国人は、退去強制令書発付前に限り、生計の維持に必要な範囲内で、就労先を指定するなど一定の厳格な要件の下で、例外的に就労が許可されることがあります。就労の可否については同人が所持している監理措置決定通知書の記載を確認してください。

なお、監理措置や仮放免のいずれにおいても、就労の可否に疑義がある場合は最寄りの地方出入国在留管理局にお問合せください。

※監理措置決定を受けた外国人(被監理者)を雇用する場合も、事業主の方は、労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられています。

監理措置に関するQ&Aはこちら ▶ https://www.moj.go.jp/isa/08_00051.html

